

平成20年度

あきる野市の財政

(財政白書)

平成22年1月

あきる野市

はじめに

平成20年度の我が国の経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、企業業績や雇用情勢に深刻な影響を及ぼすなど大変厳しい状況に直面しました。

このような状況の下、当市においても、長引く経済不況による市税の減収など、財政運営に大きな影響が出ており、財政の健全化は喫緊の課題となっています。

現在、平成18年3月に策定した「行政改革推進プラン実施計画」に掲げられた改革の指針に基づき、公共施設再配置計画や受益者負担適正化計画、定員管理・組織管理計画など、各種の取組を進めるとともに、平成20年度を「行財政改革元年」と位置付け、具体的な数値目標等を設定し、改革を推進していますが、これらの取組を効果的に進めていくためには、当市の財政がどのような状況にあるのかを分析し、正しく把握する必要があります。

本書は、市財政の概況や歳入・歳出の状況、財政の弾力性などの推移について、都内の26市や全国の類似団体との比較を交えながら、合併時の平成7年度から直近の平成20年度までの決算状況の分析を行い、行財政改革を進める上での基礎資料とするため、平成20年度あきる野市の財政（財政白書）として取りまとめたものです。

- * 金額は、表示単位未満を四捨五入していますが、端数処理の関係で、合計数値や構成比が合わないことがあります。
- * 原則として、普通会計(地方財政状況調査)の平成7年度から平成20年度までの決算数値を使用しています。
- * 本書中の「26市」とは、あきる野市を含む都内26市の平均値(平成11年度までは27市の平均値)です。また、「類似団体」とは、全国の自治体の中で人口や産業構造の態様の類似している団体です。(49 ページ参照)

なお、類似団体の平成20年度数値は、現時点では公表されていないため(－)で表示しています。

目 次

I	市財政の概況	1
	1 財政とは	1
	2 会計の区分	1
	3 決算の推移	1
	4 平成 20 年度決算の状況	3
II	歳入の状況	4
	1 歳入の推移	4
	2 市税	5
	3 地方交付税	10
	4 自主財源と依存財源	13
	5 基金の残高	13
	6 収益事業収入	15
III	歳出の状況	16
	1 性質別経費の推移	16
	2 人件費	17
	3 扶助費	21
	4 公債費	24
	5 投資的経費	25
	6 その他の経費	28
	7 目的別経費の推移	33
IV	財政の弾力性を表す指標	36
	1 経常収支比率	36
	2 公債費関係の指標	38
	3 将来にわたる財政負担	40
	4 財政力指数	43
V	地方公共団体の財政の健全性に関する指標	45
	1 健全化判断比率	45
	2 資金不足比率	48
	【参考】類似団体について	49

I 市財政の概況

1 財政とは

財政とは、国や地方公共団体が、公共的な需要を充足するために、租税や公債などの形で財源を調達及び管理し、必要な費用を支出する経済的な営みのことですが、分かりやすく言えば、行政活動をお金で表したものであり、収入と支出ということになります。

収入と支出は、一般会計又は特別会計のいずれかの会計に区分されて管理されますが、それぞれ、予定としての予算と結果としての決算があります。これによって、行政活動を数字により把握し、その活動内容を確認することができます。

2 会計の区分

自治体における会計は、一般会計及び特別会計から構成されています。一般会計には、自治体の行政運営に係る事務事業を処理するための基本的な経費が計上され、特別会計以外のすべてを経理しています。一方、特別会計は、下水道、水道などのように特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充てて事業を行う場合など、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置されます。平成20年度における特別会計は、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、戸倉財産区特別会計、下水道事業特別会計及び受託水道事業特別会計の7つの特別会計が設置されています。

これらの会計区分は、個々の自治体ごとに異なっていますので、自治体間の財政を統一的な基準により比較をするために、国が実施する地方財政状況調査では「普通会計」という区分が用いられています。当市の場合は、その対象は一般会計のみで、一般会計の決算額から学校給食納付金と地方債の借換債に係る収支などを純計控除として除いた数値を「普通会計」として区分しています。

本書は、この「普通会計」をベースに、平成7年度から平成20年度までの決算額や各種の財政指標を分析し、あきる野市の財政（財政白書）として取りまとめたものです。

3 決算の推移

歳入歳出決算の状況は、次表のとおりですが、歳入歳出差引額から翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支は、いずれの年度も黒字となっています。

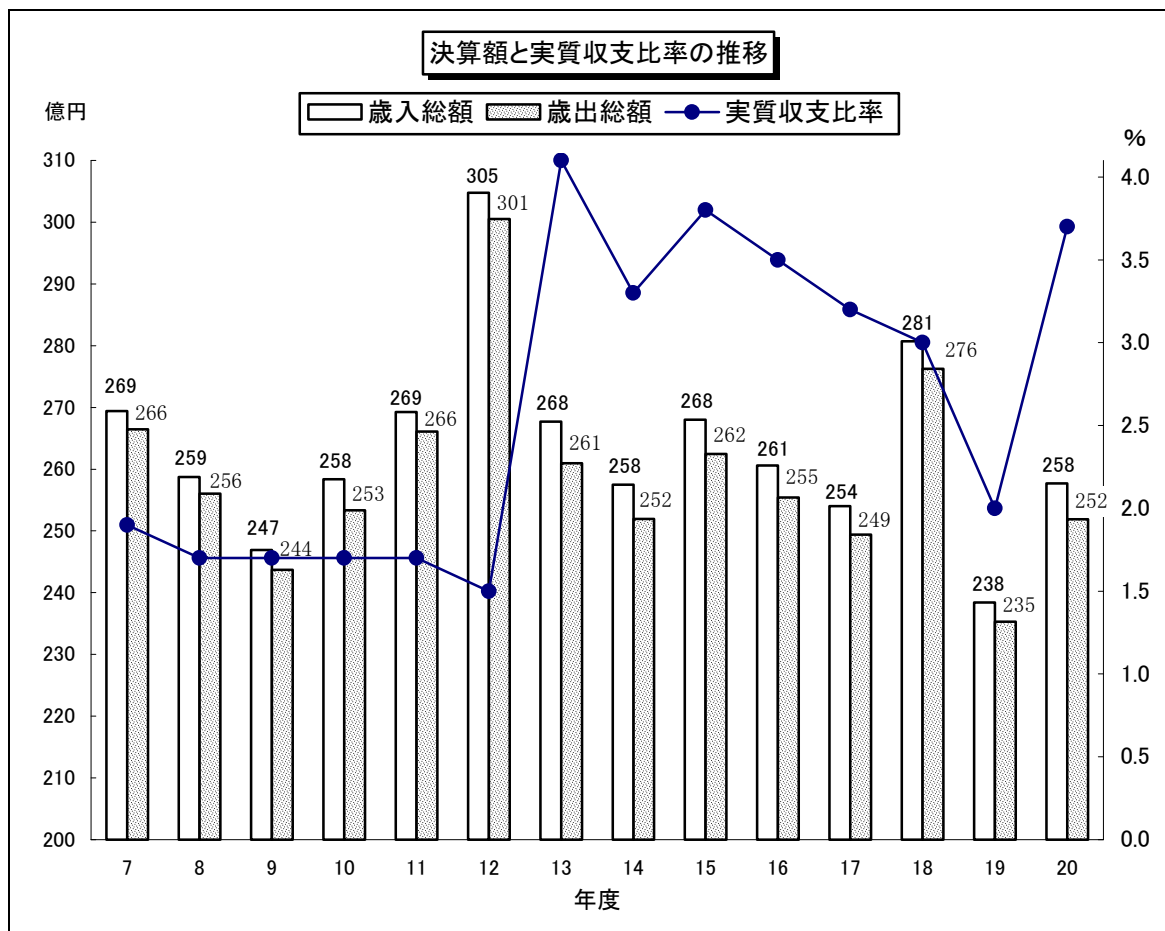
この実質収支は、黒字の額が多いほど良いといえるものではなく、一般的には標準財政規模の3パーセントから5パーセント程度（実質収支比率）までが望ましいとされています。当市の実質収支比率は、概ねこの範囲内で推移しています。

決算収支の推移

(単位：千円、%)

区 分	7 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
歳入総額	26,939,417	26,062,223	25,401,806	28,068,876	23,839,168	25,767,308
歳出総額	26,647,556	25,542,954	24,940,333	27,627,846	23,528,549	25,191,521
歳入歳出差引額	291,861	519,269	461,473	441,030	310,619	575,787
繰越財源	4,120	18,745	10,200	8,721	0	5,285
実質収支	287,741	500,524	451,273	432,309	310,619	570,502
単年度収支	△117,493	△53,694	△49,251	△18,964	△121,690	259,883
積立金	21,573	41	0	0	46	91
繰上償還	0	0	0	0	0	2,416
積立金取崩	200,000	0	276,490	291,183	119,678	478,692
実質単年度収支	△295,920	△53,653	△325,741	△310,147	△241,322	△216,302
実質収支比率	1.9	3.5	3.2	3.0	2.0	3.7
標準財政規模	14,780,717	14,453,579	14,303,533	14,477,832	14,571,936	15,579,055

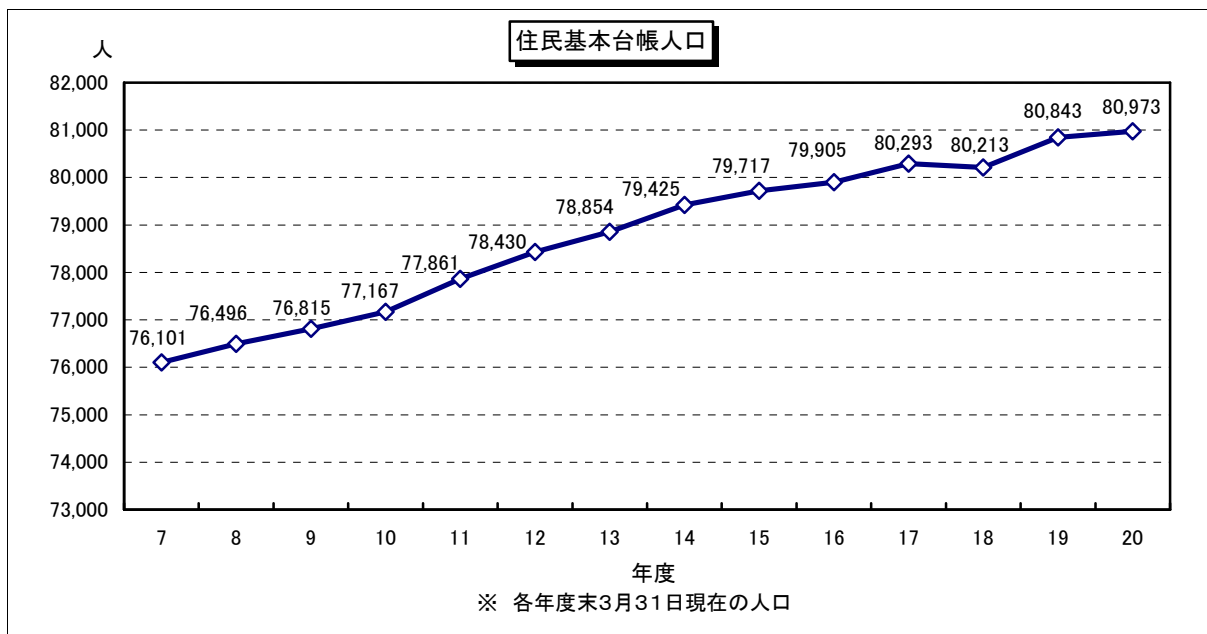
※平成20年度の標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額が含まれています。



実質単年度収支は、平成20年度はマイナス2億1,630万2千円となり、5年連続でマイナスとなっています。実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支に、財政調整基金積立金と市債繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を差し引いたものです。この実質単年度収支がマイナスということは、当該年度の収入よりも支出が上回り、財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図ったことになり、一般家庭に置き換えると、預貯金を取り崩して生活したことになります。

当市では、行政改革推進プラン実施計画に基づく財政健全化計画を毎年度策定し、計画的な財政運営に努めていますが、引き続き、中・長期的な財政見直しを通じて、収支のバランスに注意をはらう必要があります。

なお、住民基本台帳人口は、増加傾向にあり、現在8万人を超えています。



4 平成20年度決算の状況

平成20年度の歳入決算額は257億6,730万8千円で、前年度と比較して19億2,814万円、率で8.1パーセントの増となり、歳出決算額は251億9,152万1千円で、前年度と比較して16億6,297万2千円、率で7.1パーセントの増となりました。また、歳入歳出の差引額は5億7,578万7千円となり、黒字決算となりました。

II 歳入の状況

1 歳入の推移

歳入は、市税をはじめ、地方譲与税や地方交付税、地方特例交付金などの各種交付金、保育料などの負担金、公共施設の使用料、住民票写し交付などの手数料、国や都からの補助金・負担金等、基金からの繰入金、受託事業収入などの諸収入、臨時財政対策債や施設整備の財源として国や金融機関などから借り入れる地方債などで構成されています。

歳入の推移

(単位：千円)

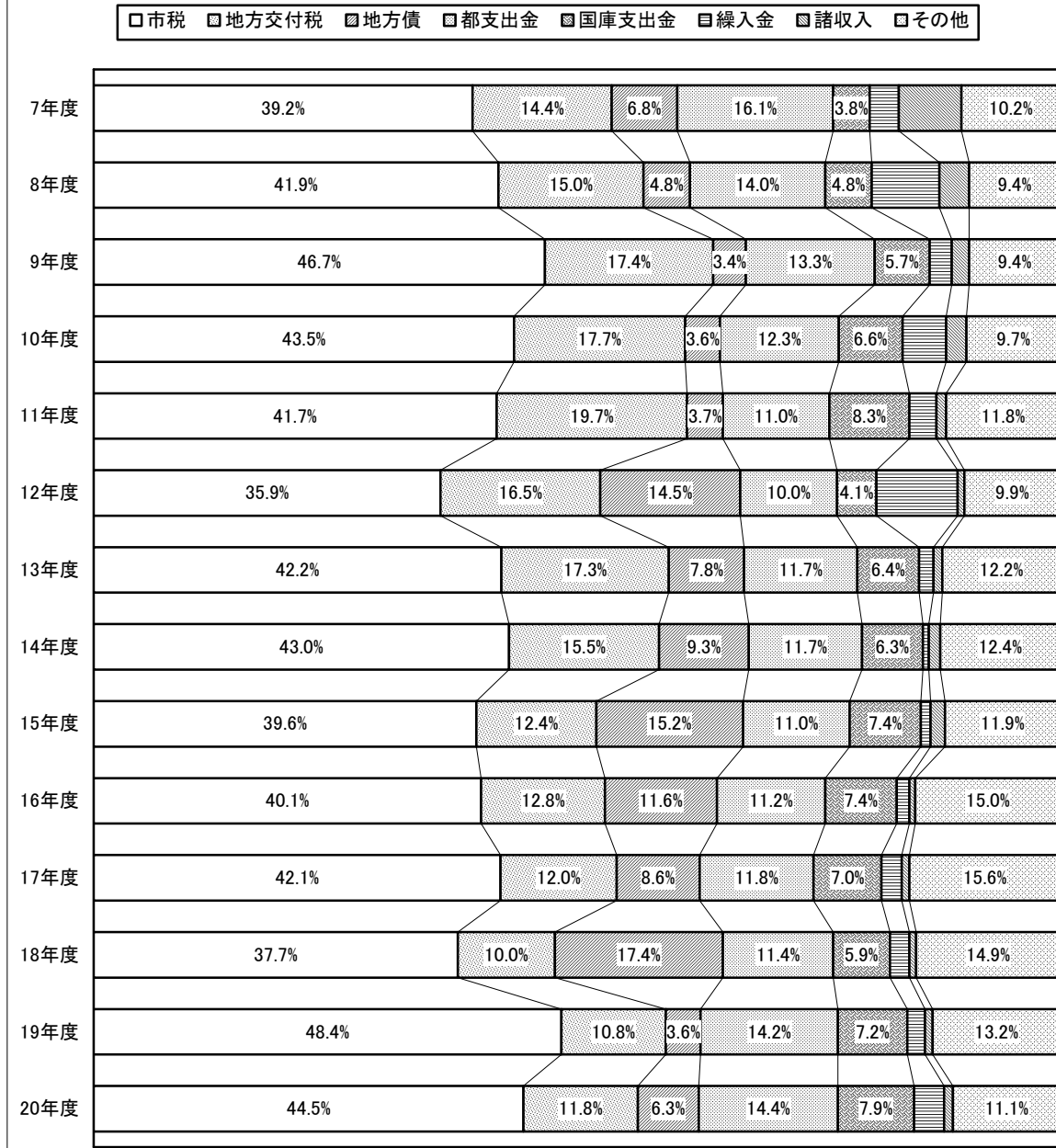
区 分	7 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
市 税	10,572,204	10,455,347	10,694,928	10,577,182	11,538,722	11,459,228
地方交付税	3,881,724	3,336,173	3,055,892	2,801,219	2,577,789	3,052,225
国庫支出金	1,032,762	1,940,726	1,782,651	1,658,661	1,727,460	2,044,087
都 支 出 金	4,325,929	2,909,128	2,987,073	3,209,461	3,390,702	3,706,033
繰 入 金	813,571	333,709	543,437	576,924	430,856	810,437
諸 収 入	1,755,944	155,683	206,033	189,287	184,013	224,540
地 方 債	1,831,300	3,025,600	2,173,400	4,891,300	865,648	1,632,734
そ の 他	2,725,983	3,905,857	3,958,392	4,164,842	3,123,978	2,838,024
歳 入 総 額	26,939,417	26,062,223	25,401,806	28,068,876	23,839,168	25,767,308

市税の構成比は、40パーセント前後で推移していますが、平成19年度からは、所得税からの税源移譲により高くなっています。

地方交付税の構成比は、平成11年度の19.7パーセントをピークに下降し、平成20年度は11.8パーセントとなり、ピーク時と比較して7.9ポイントの減となっています。これは、平成13年度から普通交付税における臨時財政対策債への振替措置が行われていることや、「三位一体の改革」による総額の抑制などにより、交付額が減少してきているためです。

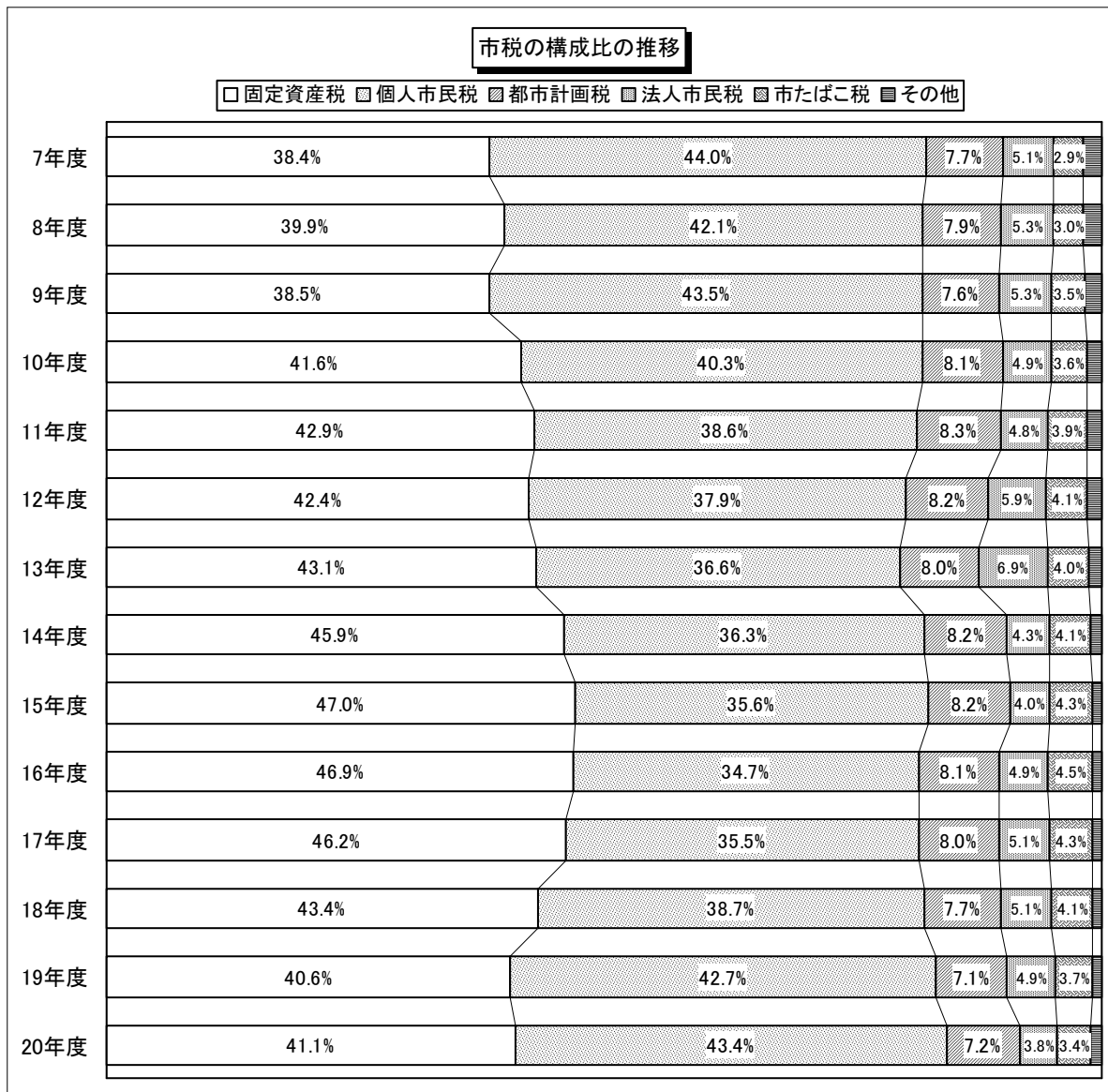
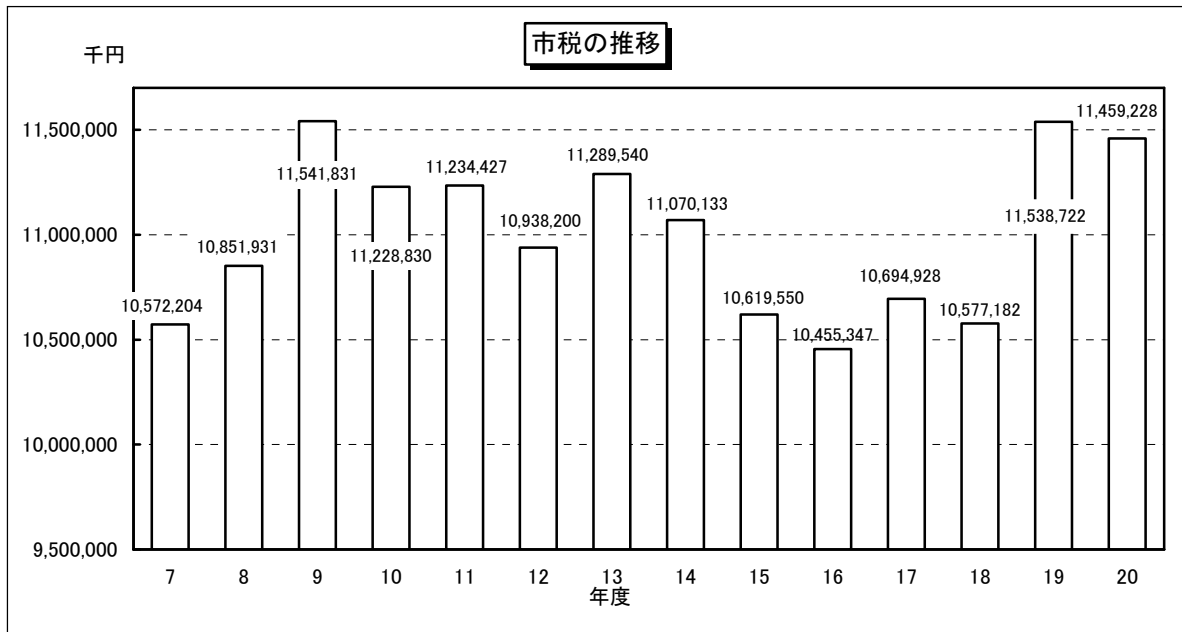
地方債の構成比は、平成12年度は新庁舎建設事業債の発行、平成18年度はあるきたくなる街あきる野整備事業債や中央図書館建設事業債等の発行により高くなっています。

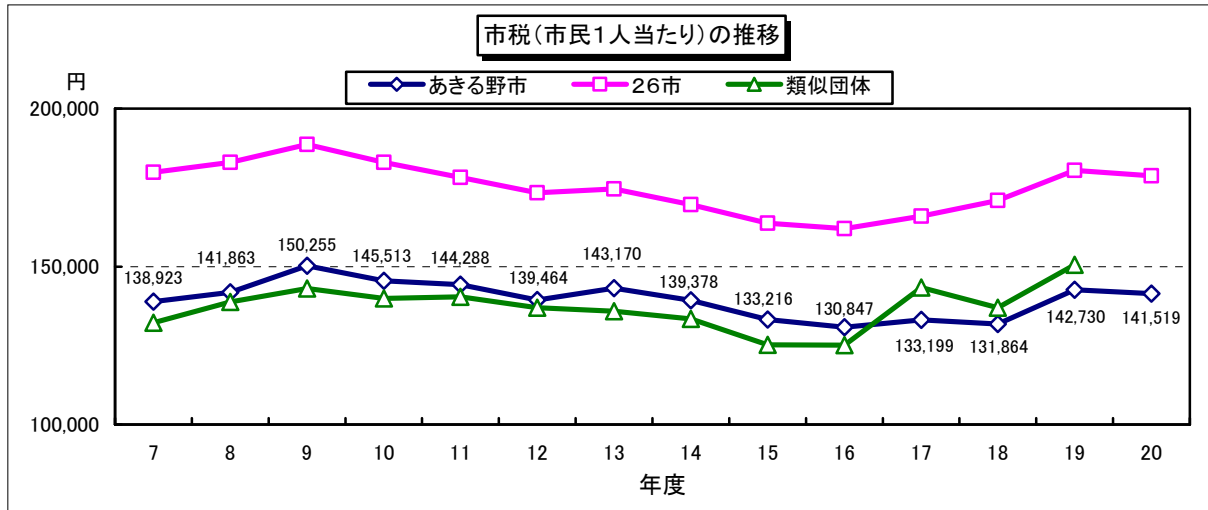
歳入決算額の構成比の推移



2 市税

歳入の根幹を成す市税は、平成9年度をピークに景気低迷や政策減税の影響などにより、年度によって変動があるものの減少傾向にあります。平成19年度からは、「三位一体の改革」に伴う税源移譲により大幅に伸びていますが、所得譲与税が廃止されたことなどから実質的な増収にはつながっていません。また、市税の構成としては、個人市民税と固定資産税が中心であり、この2税で約8割を占めています。





市税(市民1人当たり)の推移

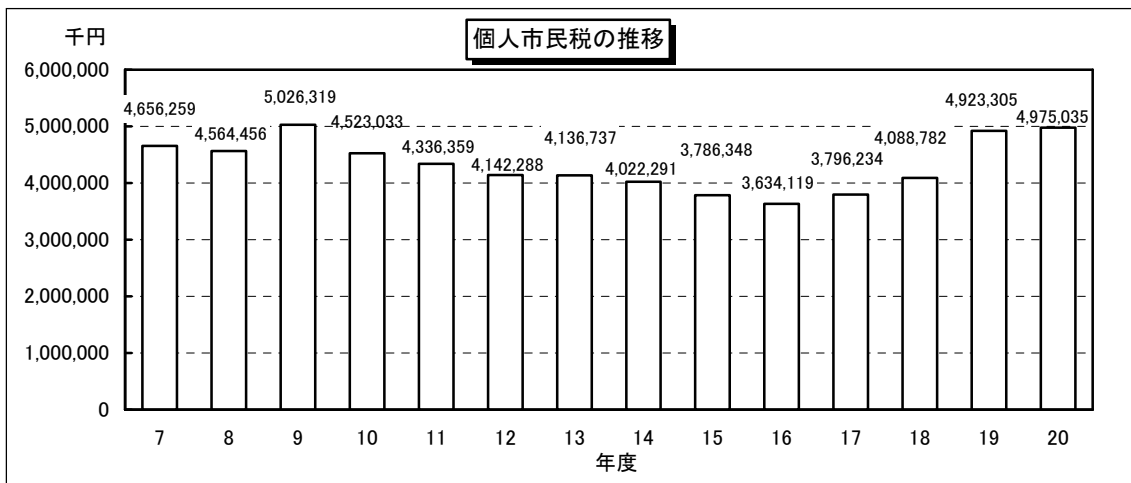
(単位:円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	138,923	141,863	150,255	145,513	144,288	139,464	143,170	139,378	133,216	130,847	133,199	131,864	142,730	141,519
26市	179,790	182,970	188,607	182,924	178,192	173,321	174,510	169,601	163,667	162,010	165,932	170,901	180,414	178,695
類似団体	132,266	138,853	143,070	139,916	140,432	137,000	135,916	133,455	125,270	125,127	143,446	137,063	150,560	-

平成20年度の市民1人当たりの市税は、141,519円で、26市では低いほうから3番目となっています。また、類似団体と比較すると、平成17年度から当市が低くなっています。

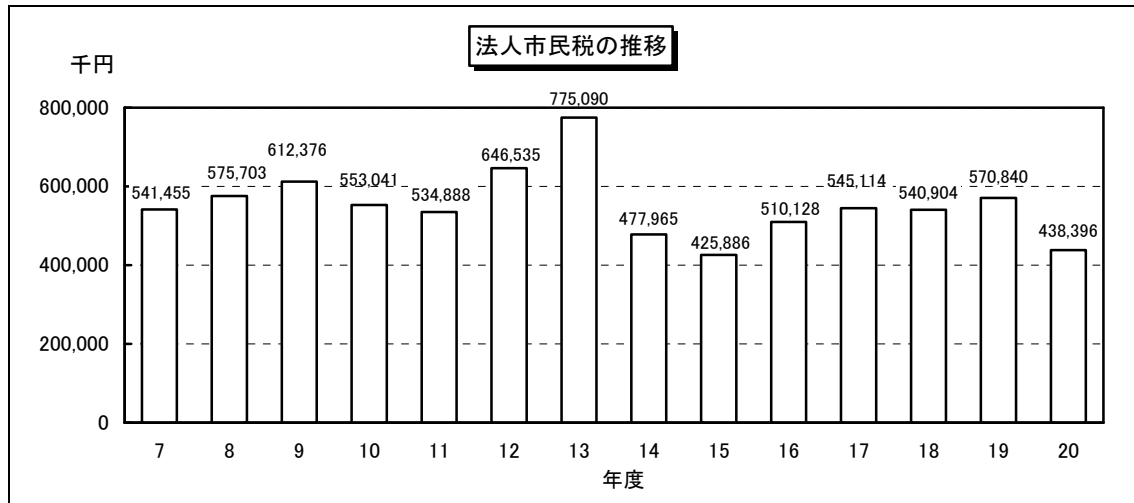
(1) 個人市民税

個人市民税は、平成10年度以降、減収が続きましたが、平成17年度以降、増収に転じています。これは、税制改正により、平成17年度は配偶者への均等割課税や配偶者特別控除の廃止など、平成18年度は定率減税の段階的縮減や老年者控除の廃止があり、平成19年度以降は「三位一体の改革」に伴う税源移譲が実施されたことによるものです。



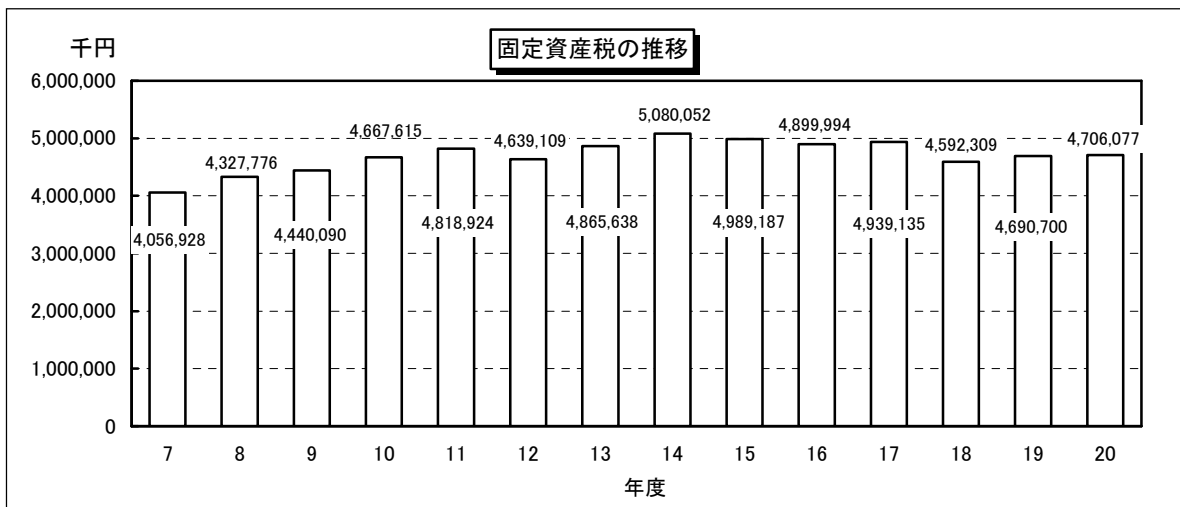
(2) 法人市民税

法人市民税は、平成13年度に企業進出や法人所得の伸びにより増収となりましたが、平成14年度以降は企業収益の悪化や事業所の閉鎖などにより減収傾向にあります。平成20年度は景気の悪化による大規模事業所の業務縮小などにより、前年度より約1億3千万円の減収となっています。



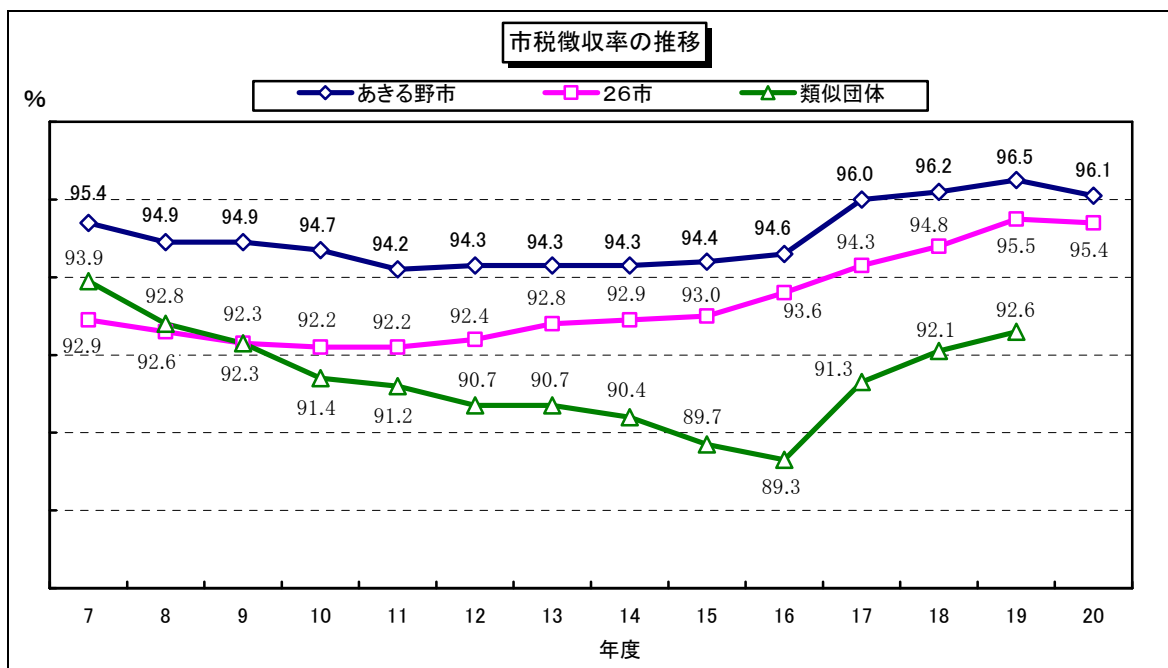
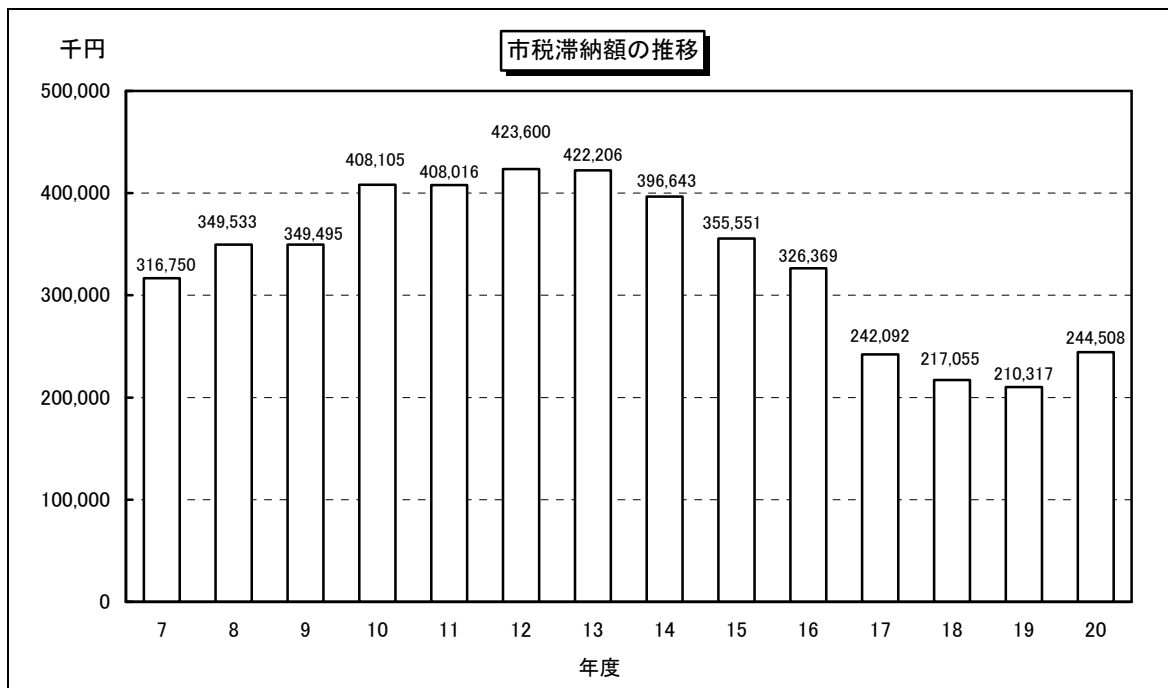
(3) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産に対して課税されます。平成7年度以降、新增築家屋の増や企業進出による償却資産の増により増収傾向にありましたが、平成14年度をピークに土地価格の下落や償却資産の設備投資の減などにより減収傾向にあります。



(4) 市税滞納額と徴収率

市税の滞納額は、平成12年度をピークに減少しており、徴収率についても26市や類似団体と比較すると高い水準で推移しています。徴収率の向上は、収入の確保や納税者の負担の公平性からも重要であることから、広報などを活用した納税に対する啓発、口座振替の推進や土曜開庁などを利用した納税窓口の開設などを実施するとともに、催告状の早期の送付や差押え処分の実施など、徴収体制の強化に努めています。

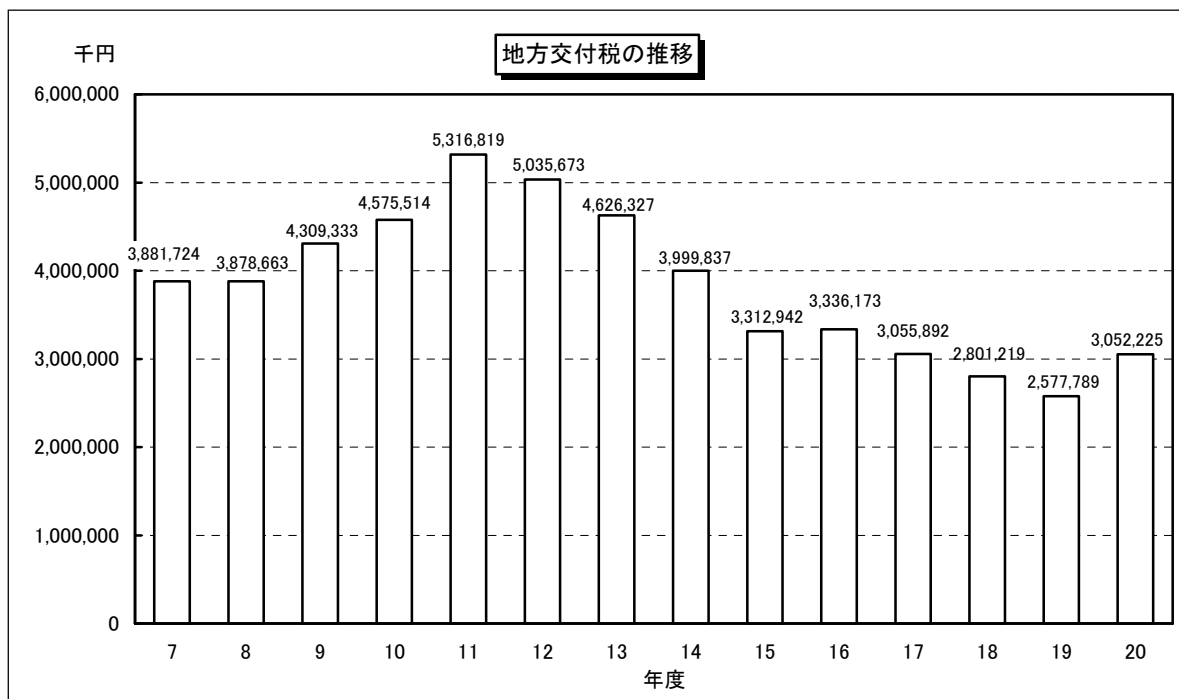


3 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障する制度です。

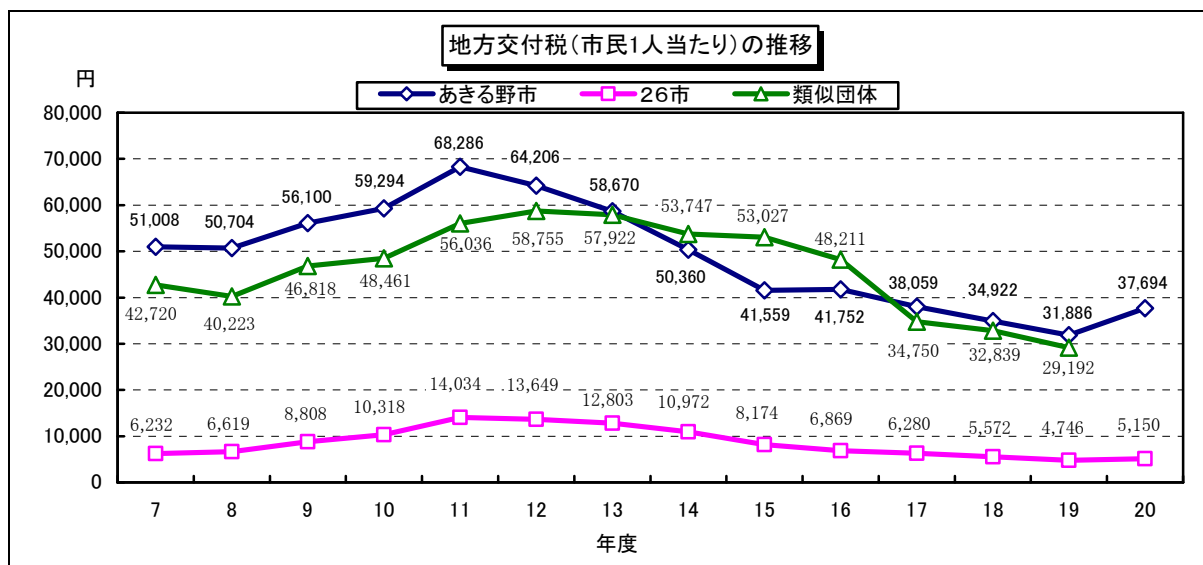
本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税収入のアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来、地方の税収入とすべき財源を国が地方に代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して地方交付税として再配分しています。

地方交付税の大半は、普通交付税（94パーセント）で、残りが特別交付税（6パーセント）です。特別交付税は、災害や地域固有の特殊な財政事情などの特別な財政需要に対して配分されます。



地方交付税は、平成11年度をピークに減少しており、特に、平成13年度から臨時財政対策債が創設され、普通交付税から臨時財政対策債への振替措置が講じられているため、減少額が大きくなっています。

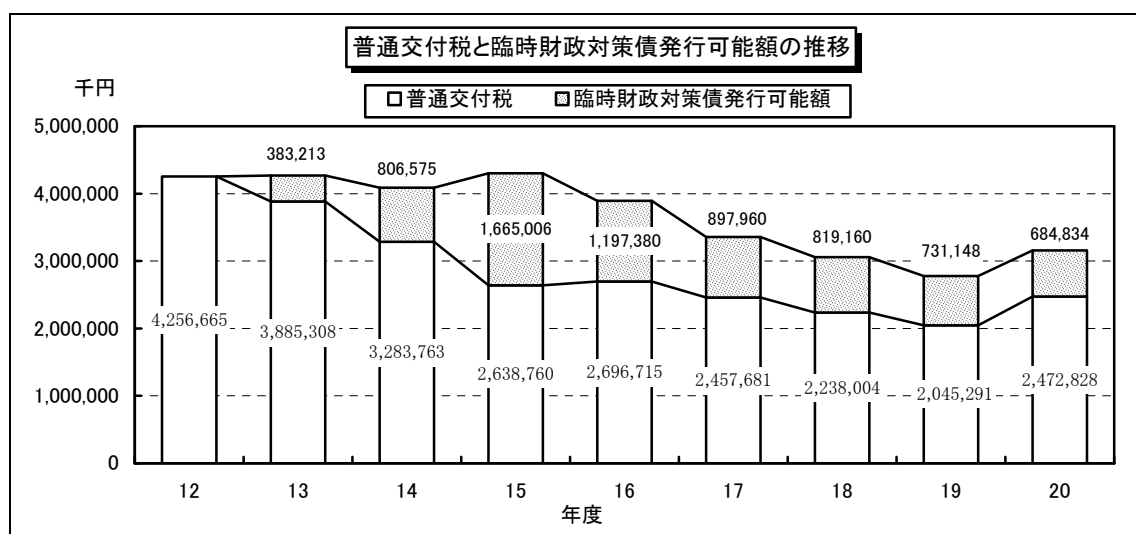
当市の市民1人当たりの地方交付税は、平成14年度以降、類似団体より低く推移していましたが、平成17年度からは類似団体を上回っています。また、平成20年度の当市の市民1人当たりの地方交付税は37,694円で、26市では高いほうから3番目となっています。



(1) 普通交付税と臨時財政対策債

臨時財政対策債は、国の地方財政対策において、地方交付税の原資となる国税収入の減収に伴う地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度以降、時限法により特例債として発行されているもので、算定された発行可能額がそのまま基準財政需要額から振り替えられるため、普通交付税が減少することとなります。臨時財政対策債発行可能額は、平成13年度から平成15年度までは増加していましたが、平成16年度以降減少しており、また、普通交付税は、平成17年度以降減少していますが、平成20年度は地域再生対策費の創設や後期高齢者医療制度の施行による単位費用の増などにより増加しています。

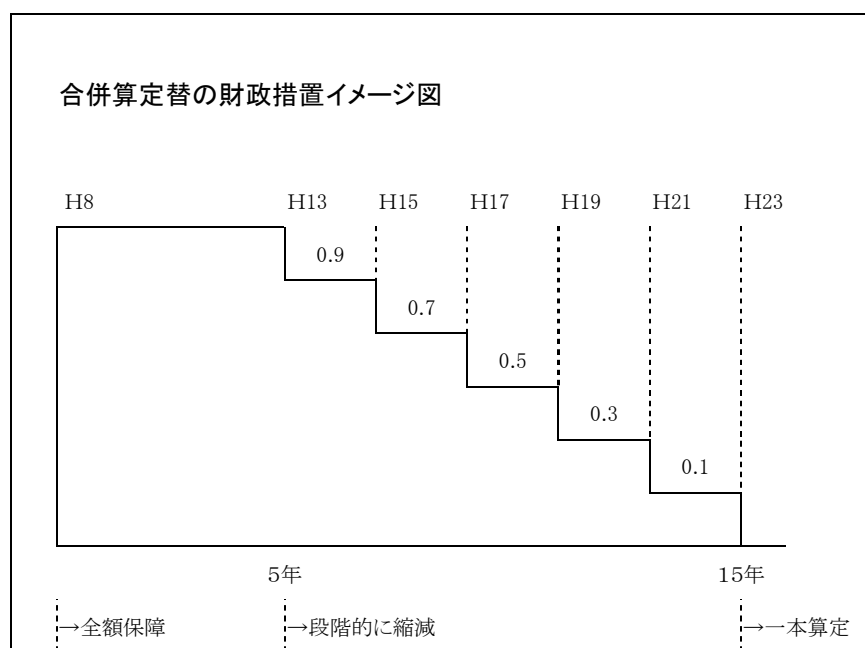
なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、翌年度以降の普通交付税の算定において基準財政需要額に全額算入されます。



(2) 合併算定替

合併算定替とは、合併関係市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法です。すなわち、合併による経費の節減効果は、直ちに生まれるものばかりではないため、合併によって交付税上の不利益を受けないよう、激変緩和措置が講じられています。

当市の場合、平成12年度をもって地方交付税の額の算定の特例による5年間の全額保障期間が終了し、平成13年度から10年間の段階的縮減期間に入っています。そのため、平成13年度と平成14年度は縮減率が10パーセント、平成15年度と平成16年度は縮減率が30パーセント、平成17年度と平成18年度は縮減率が50パーセント、平成19年度と平成20年度は縮減率が70パーセントとなり、平成23年度には、あきる野市としての一本算定となります。



普通交付税の段階的縮減額

(単位：千円)

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
合併算定替縮減額	80,407	73,844	182,469	175,515	294,875	295,304	428,984	490,258
臨時財政対策債縮減額	3,954	7,722	50,200	32,374	38,614	33,677	42,785	40,079

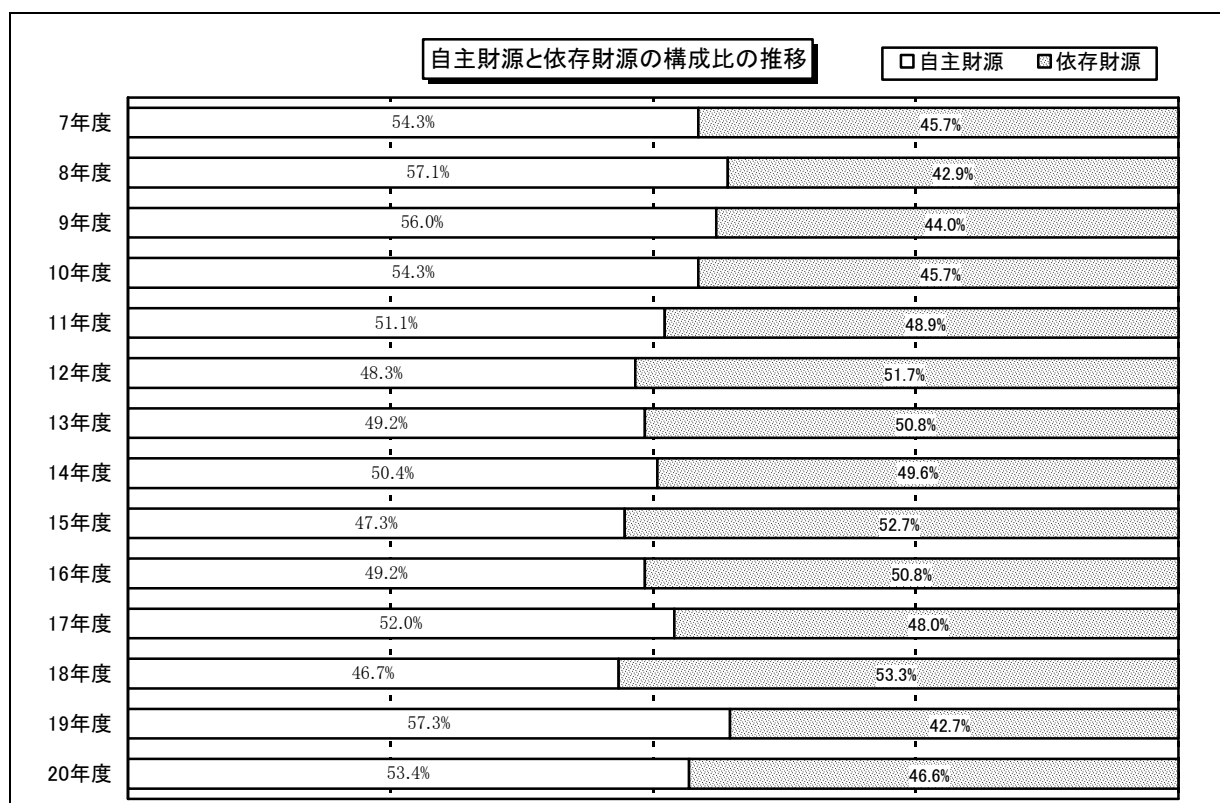
国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」により、地方財政計画の歳出の計画的な見直しを通じて交付税総額が抑制されており、臨時財政対策債を含めた交付額が大幅に削減されるなど、合併算定替の縮減が進む中で、地方交付税に多くを依存している当市にとって厳しい財政状況が続いています。

4 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入し得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入などがこれに当たります。一方、依存財源とは、国庫支出金や地方交付税など国・都の基準により交付されるものです。歳入に占める自主財源の割合が高いほど、その団体の財政運営の自主性と安定性が確保できることになります。

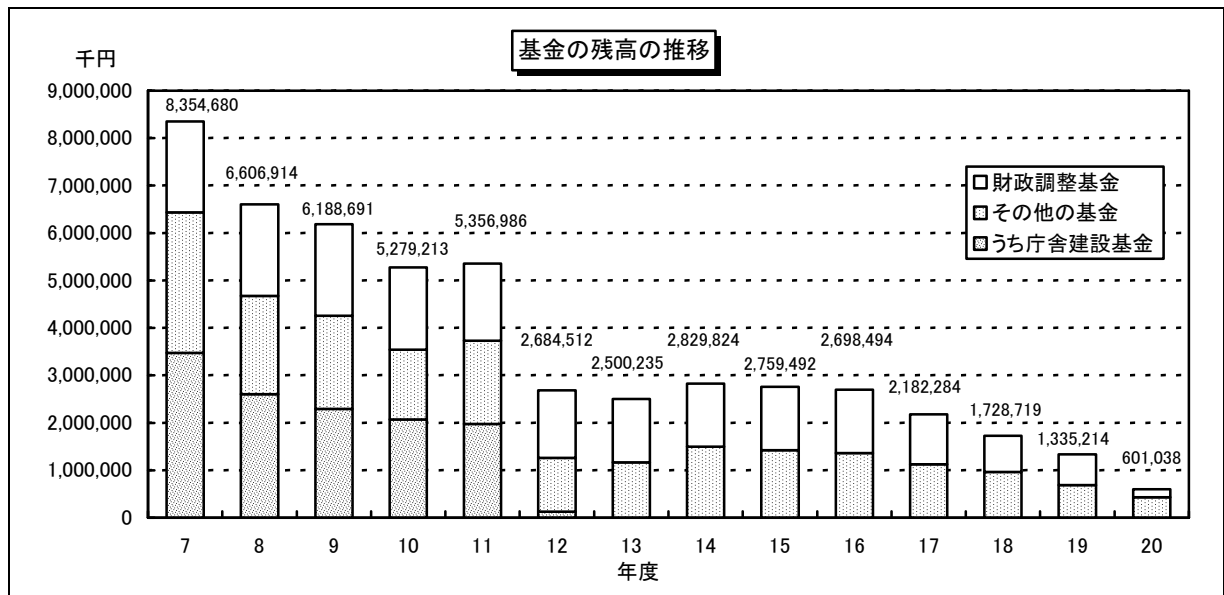
平成11年度までは、自主財源の割合が高くなっていましたが、平成12年度以降、自主財源の割合が依存財源の割合よりも低い年度が多くなっています。これは、新庁舎建設事業などの合併市町村まちづくり推進事業や市営住宅建設、学校大規模改造事業などの実施に伴い、投資的経費が大きく伸びたことにより、その財源を国・都支出金と地方債を中心に賄うため、自主財源である市税などの構成割合が低くなるためです。

平成20年度は、小・中学校耐震補強事業や土地開発公社健全化事業に伴う地方債の発行などが増加したため、平成19年度と比較して自主財源の割合が低くなっています。



5 基金の残高

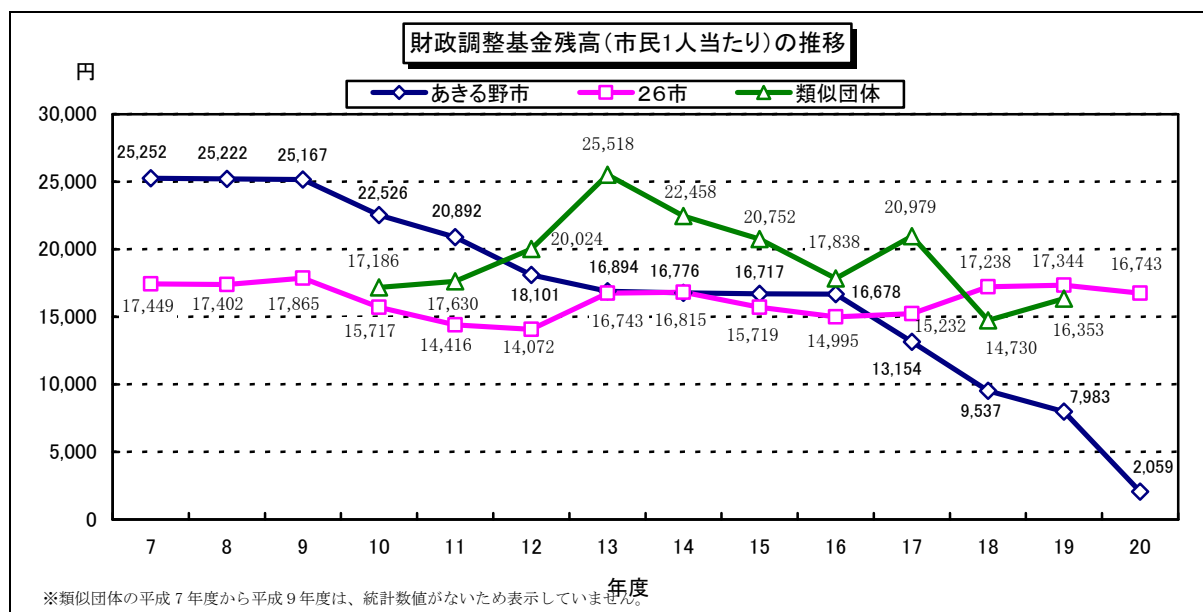
当市は、年度間の財源調整を図るための「財政調整基金」や特定の事業に充てるための特定目的基金など、8つの基金を設置していましたが、平成20年度から健康推進事業のための「健康づくり応援基金」を新設し、9つの基金となりました。



基金の残高の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

区分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
財政調整基金	1,921,667	1,332,664	1,056,174	764,991	645,359	166,758
その他の基金	6,433,013	1,365,830	1,126,110	963,728	689,855	434,280
うち庁舎建設基金	3,472,147	—	—	—	—	—
基金の残高	8,354,680	2,698,494	2,182,284	1,728,719	1,335,214	601,038



基金残高の総額は、平成7年度末では8億3,468万円（うち庁舎建設基金3億4,721万4千7百円）ありましたが、厳しい財政状況の下、計画的な施策展開を図る中で、市税収入の低迷などによる歳入不足を補うためその活用を図った結果、平成20年度末の基金の残高は6億1,038千8百円となり、平成7年度の約8パーセントに減少し

ています。

また、財政調整基金は、平成20年度末では1億6,675万8千円となり、平成7年度の約10パーセントに減少しています。

なお、特定目的基金のうち庁舎建設基金は、新庁舎の完成に伴い平成14年3月31日に廃止となっています。

当市の市民1人当たりの財政調整基金の残高は、平成13年度までは26市と比較して高く推移してきましたが、平成17年度からは低くなり、平成20年度は26市の16,743円に対し、当市が2,059円となっています。

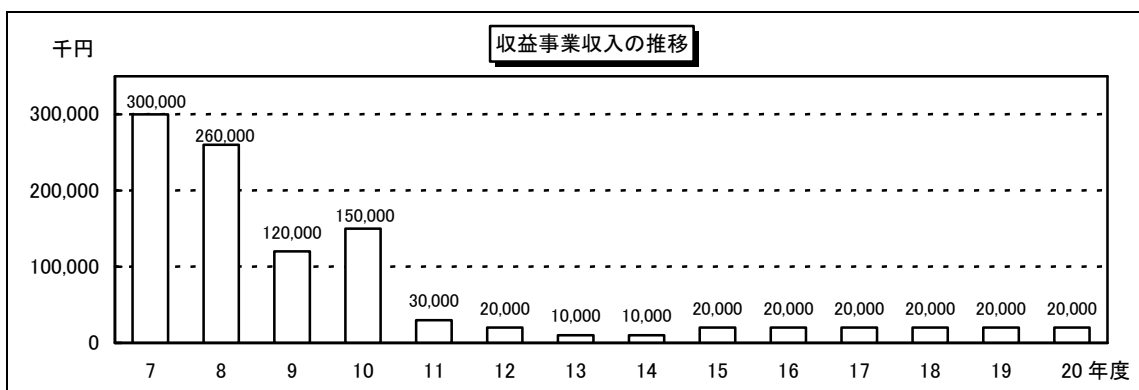
6 収益事業収入

東京都三市収益事業組合（あきる野市、多摩市、稲城市の三市で構成）が江戸川区で行っている競艇事業からの収益事業収入は、バブル最盛期の平成3年度には15億円の収入があり、当市の財政運営に大きく貢献してきました。

収益事業収入は、義務教育施設や都市基盤の整備などいわゆるハード事業に活用されてきました。本来であれば、公共施設の建設は、市税などの一般財源を充てますが、競艇事業からの収益事業収入の活用により、一般財源は、福祉や文化・教育などの市民サービスに充てることができました。

しかし、バブル崩壊後、競艇事業の売上は大幅に落ち込み、収益事業収入は激減しました。三市収益事業組合では、運営方法の改善や従事員の削減、三連勝単式投票法の導入などの取組とともに、経営改善による損益分岐点の見直しを行うなど、収益の改善に向けた努力を続けており、さらに、平成16年度以降、日照時間の長い夏場を利用し、開催時間を繰り下げたサマータイムで開催するなど、引き続き経営の改善に努めています。

また、施行者として、江戸川をはじめとする全国の競艇場の舟券を発売するボートピア習志野を平成18年9月27日に開設し、都心から最も近い場外舟券発売場として利用され、収益の向上に貢献しています。



Ⅲ 歳出の状況

1 性質別経費の推移

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に分けられます。

性質別経費の推移

(単位：千円)

区 分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
義務的経費 A	9,508,418	11,155,377	11,387,570	11,745,885	12,165,981	12,485,830
人 件 費	5,070,851	4,754,728	4,668,942	4,652,932	4,586,710	4,626,853
扶 助 費	2,651,084	4,332,198	4,506,033	4,727,940	4,983,534	5,162,794
公 債 費	1,786,483	2,068,451	2,212,595	2,365,013	2,595,737	2,696,183
投資的経費	6,403,317	3,178,333	2,462,378	5,330,702	827,191	1,648,823
その他の経費	10,735,821	11,209,244	11,090,385	10,551,259	10,535,377	11,056,868
物 件 費	3,818,413	4,067,951	4,043,769	3,715,570	3,799,907	3,604,017
維持補修費	136,049	91,023	96,582	79,829	73,771	84,297
補助費等	4,201,638	3,637,670	3,774,656	3,743,730	3,705,833	3,990,318
繰 出 金	2,375,858	3,385,745	3,148,707	2,937,912	2,929,442	3,317,199
そ の 他	203,863	26,855	26,671	74,218	26,424	61,037
歳出総額 B	26,647,556	25,542,954	24,940,333	27,627,846	23,528,549	25,191,521
A/B	35.7%	43.7%	45.7%	42.5%	51.7%	49.6%

※A/Bは、歳出総額に占める義務的経費の割合

義務的経費は、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費で、職員の給与などの人件費、生活保護費などの扶助費及び市債の元利償還金などの公債費です。

投資的経費は、道路、学校及び各種公共施設の用地の取得や建設事業などの社会資本の整備に要する経費です。

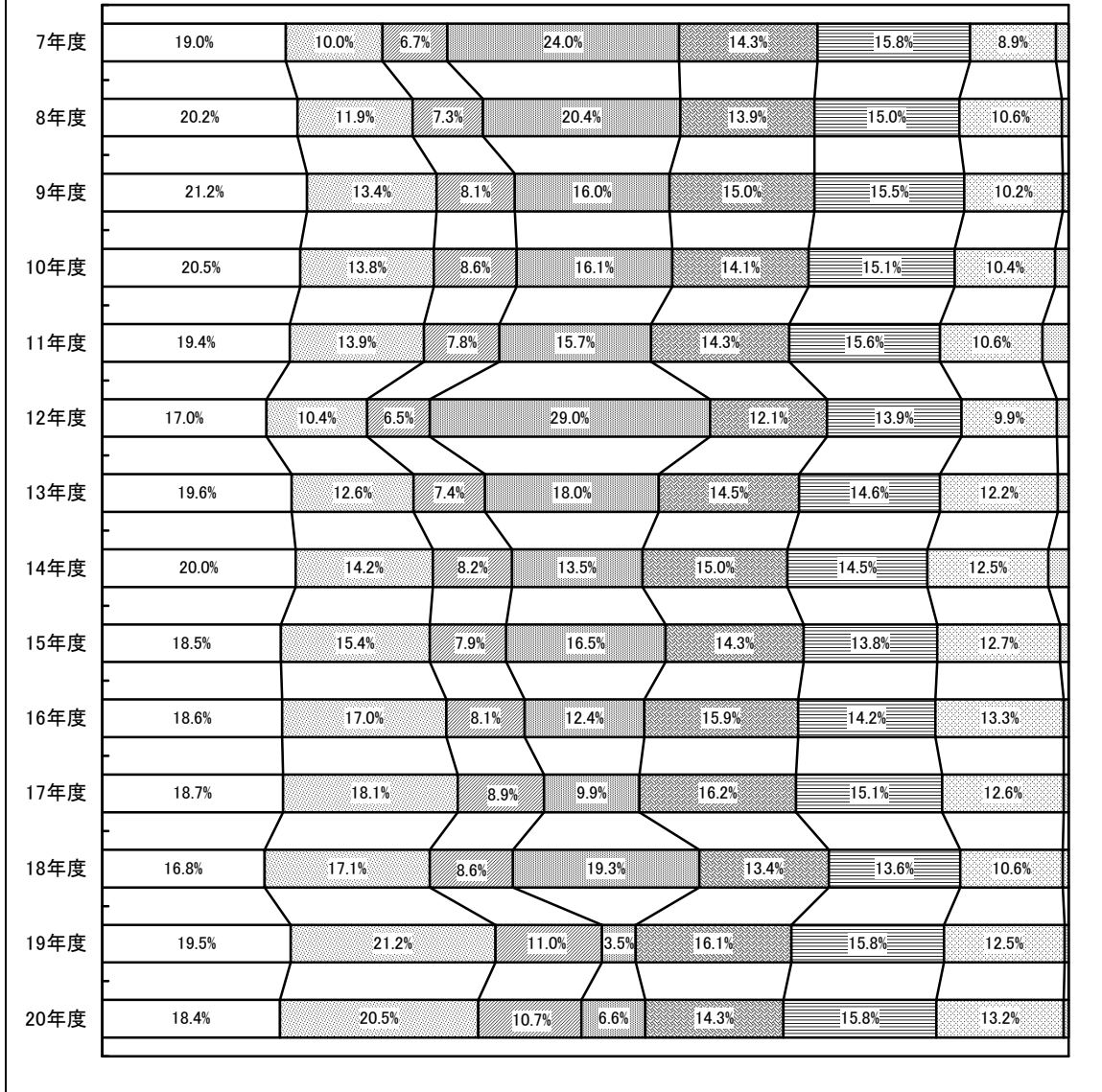
その他の経費は、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などがあります。

義務的経費は、その性格上、伸びを抑えることが極めて難しい経費ですが、歳出総額に占める義務的経費の割合が高いと、財政構造は弾力性が乏しくなり、市が自主的な事業を行うことが難しくなります。

歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成7年度はあきる野ルピア、平成18年度はあるきたくなる街あきる野整備事業や中央図書館などの建設事業により、投資的経費が伸びたため低くなっていますが、近年は、扶助費や公債費の増加などにより、義務的経費の割合が伸び、平成20年度は49.6パーセントとなっています。

歳出(性質別)構成比の推移

□人件費 □扶助費 □公債費 □投資的経費 □物件費 □補助費等 □繰出金 □その他

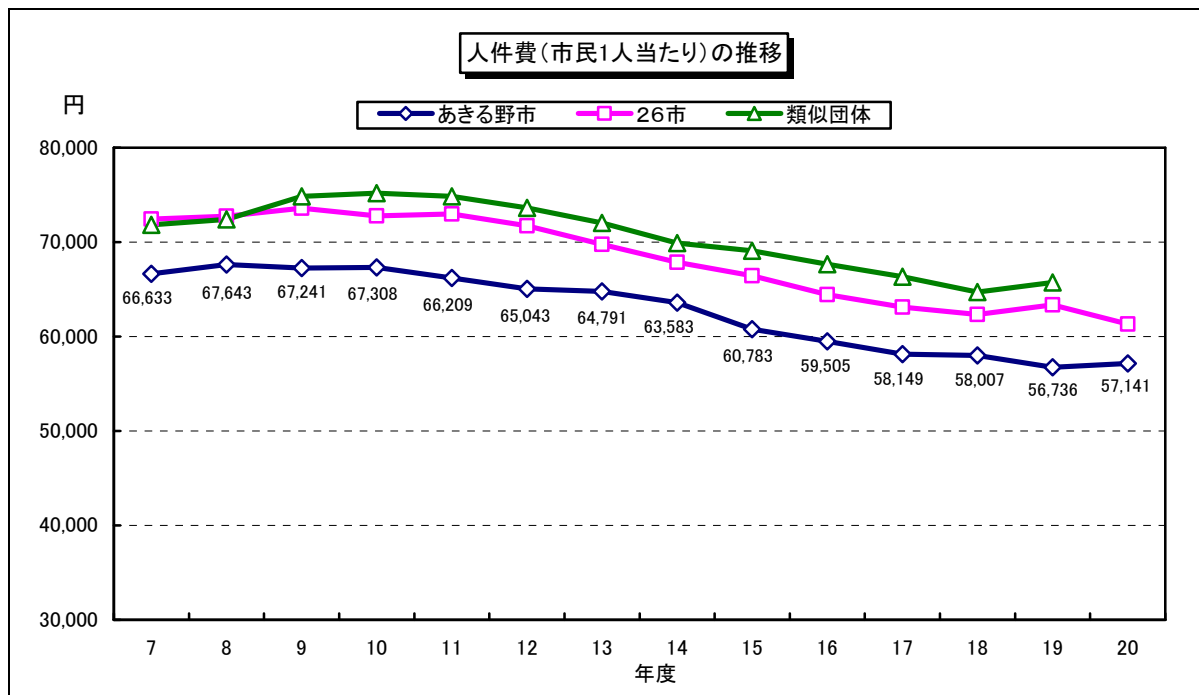


2 人件費

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職手当組合負担金、委員等報酬、議員報酬手当等から構成されています。

人件費は、平成10年度をピークに若干の変動はあるものの減少しています。

平成20年度の人件費は、46億2,685万3千円で、合併時の平成7年度と比較して4億4,399万8千円、率で8.8パーセントの減となっています。



人件費(市民1人当たり)の推移

(単位：円)

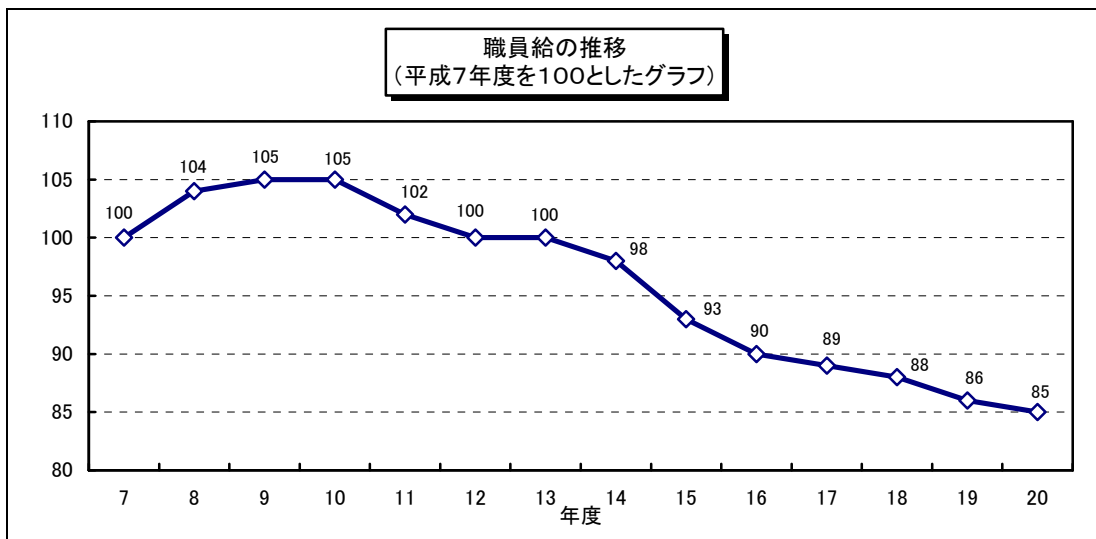
区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	66,633	67,643	67,241	67,308	66,209	65,043	64,791	63,583	60,783	59,505	58,149	58,007	56,736	57,141
26市	72,434	72,747	73,592	72,786	72,973	71,733	69,768	67,849	66,431	64,428	63,109	62,345	63,348	61,330
類似団体	71,815	72,406	74,831	75,193	74,845	73,632	72,036	69,899	69,077	67,660	66,355	64,710	65,725	-

市民1人当たりの人件費は、平成8年度をピークに減少傾向にあり、26市や類似団体と比較して、いずれの年度も当市が低くなっています。平成20年度の市民1人当たりの人件費は57,141円で、26市では低いほうから6番目となっています。

(1) 職員給

職員給は、職員の給料、地域手当、期末勤勉手当などの諸手当を合わせたものです。

平成7年度の職員給を100とした場合、平成20年度は85まで下がっています。また、職員給のピークは平成9年度で38億4,013万4千円でしたが、平成20年度は職員数の減などにより31億2,054万4千円となり、平成9年度と比較して7億1,959万円、率で18.7パーセントの減となっています。

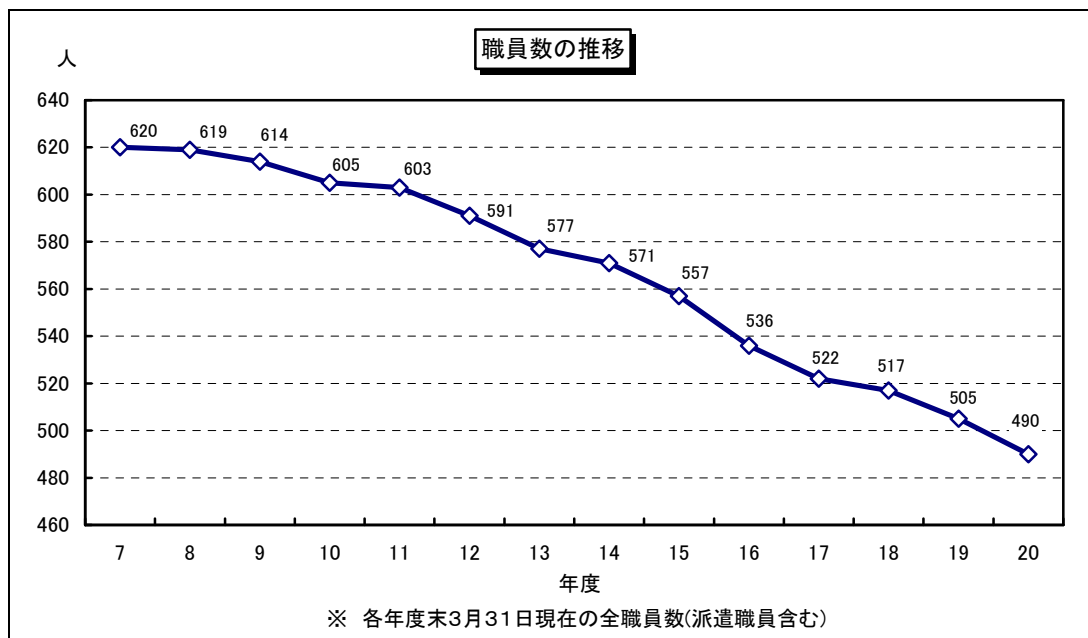


職員給の推移

(単位：千円)

区 分	7 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
職 員 給	3,665,405	3,314,616	3,279,137	3,208,413	3,155,766	3,120,544
指 数	100	90	89	88	86	85

(2) 職員数



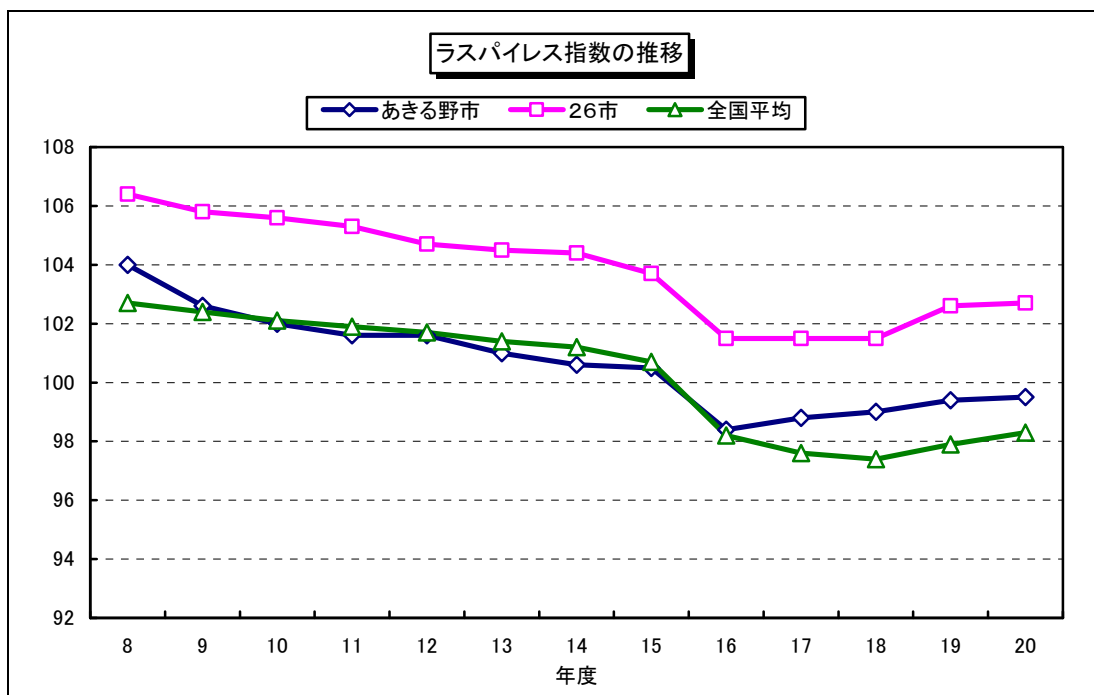
職員数は、平成7年度は620人でしたが、「職員定員管理計画」などに基づく退職者の不補充などにより、平成20年度は490人となり、13年間で130人の削減が図られ、行政改革の効果が現れているといえます。

(3) ラスパイレス指数

ラスパイレス指数は、学歴別・経験年数別に分類し、国家公務員の給料を100として、当市の職員の給料と比較したものです。

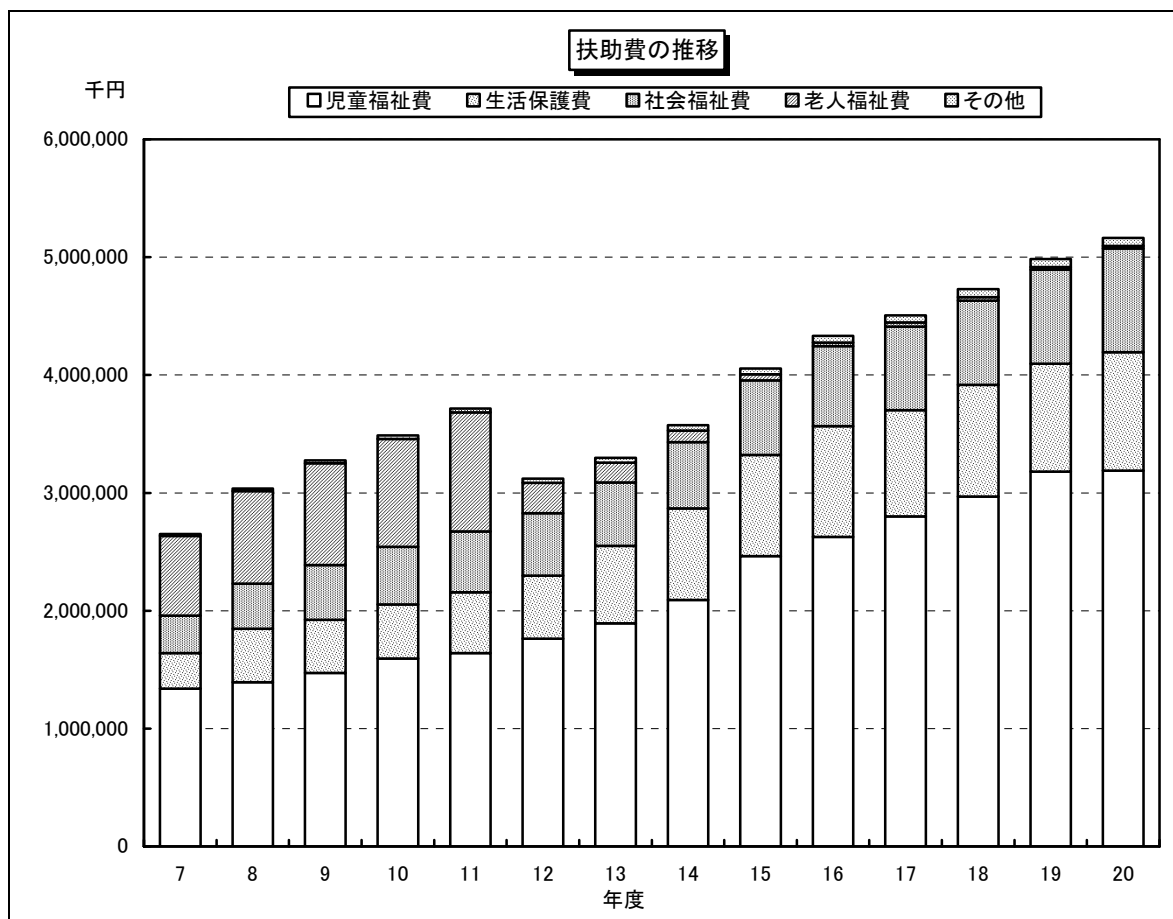
区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
旧秋川市	104.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧五日市町	103.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
あきる野市	—	104.0	102.6	102.0	101.6	101.6	101.0	100.6	100.5	98.4	98.8	99.0	99.4	99.5
26市	—	106.4	105.8	105.6	105.3	104.7	104.5	104.4	103.7	101.5	101.5	101.5	102.6	102.7
全国平均	—	102.7	102.4	102.1	101.9	101.7	101.4	101.2	100.7	98.2	97.6	97.4	97.9	98.3

当市のラスパイレス指数は、平成8年度以降、緩やかに下降を続け、平成20年度は99.5となりました。26市と比較すると、いずれの年度も当市のラスパイレス指数が低く推移し、全国平均との比較では、平成16年度以降、当市のラスパイレス指数がわずかに高く推移しています。



3 扶助費

扶助費は、児童福祉法、生活保護法、障害者自立支援法などに基づく社会保障制度の一環として対象者にサービスなどを提供するための費用です。

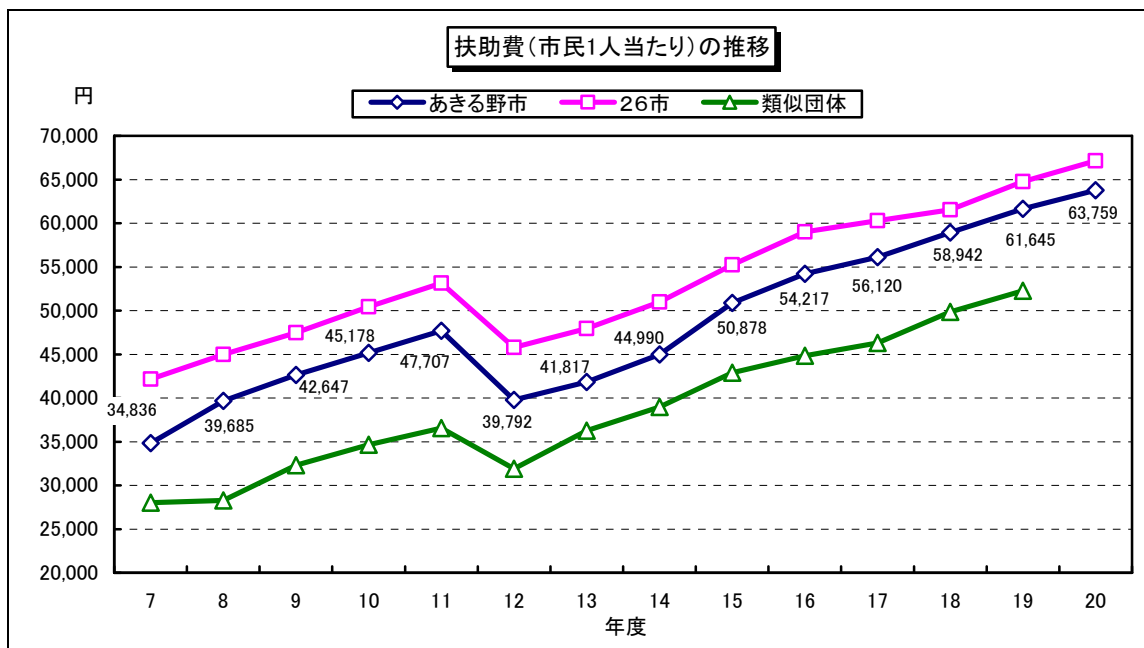


扶助費と財源内訳の推移

(単位：千円)

区分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
扶助費	2,651,084	4,332,198	4,506,033	4,727,940	4,983,534	5,162,794
社会福祉費	317,111	678,920	708,269	716,127	798,655	880,671
老人福祉費	675,696	30,202	33,962	28,591	22,884	20,992
児童福祉費	1,337,923	2,626,986	2,799,046	2,967,836	3,180,772	3,189,136
生活保護費	302,592	938,096	903,989	948,212	913,973	1,003,388
その他	17,762	57,994	60,767	67,174	67,250	68,607
財源内訳						
国庫支出金	655,019	1,630,192	1,671,269	1,538,766	1,614,636	1,694,069
都支出金	934,430	1,106,758	1,116,062	1,210,965	1,421,960	1,555,245
その他	327,090	257,081	286,886	288,838	301,585	287,283
一般財源	734,545	1,338,167	1,431,816	1,689,371	1,645,353	1,626,197

扶助費は、平成12年度の介護保険制度の導入により、従来、老人福祉費として支出していた経費が介護保険特別会計への繰出金となったため、一時的に減少しましたが、その後、生活保護費の増加や児童扶養手当支給事務の国からの移管などにより年々増加し、平成20年度決算は51億6,279万4千円となり、平成7年度決算と比較すると約95パーセントの増となっています。また、26市や類似団体の扶助費についても、ほぼ同様に推移しています。



扶助費(市民1人当たり)の推移

(単位: 円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	34,836	39,685	42,647	45,178	47,707	39,792	41,817	44,990	50,878	54,217	56,120	58,942	61,645	63,759
26市	42,159	44,967	47,486	50,457	53,167	45,795	47,941	50,993	55,229	58,995	60,296	61,530	64,761	67,132
類似団体	28,017	28,293	32,301	34,643	36,555	31,895	36,265	38,975	42,888	44,840	46,313	49,840	52,280	-

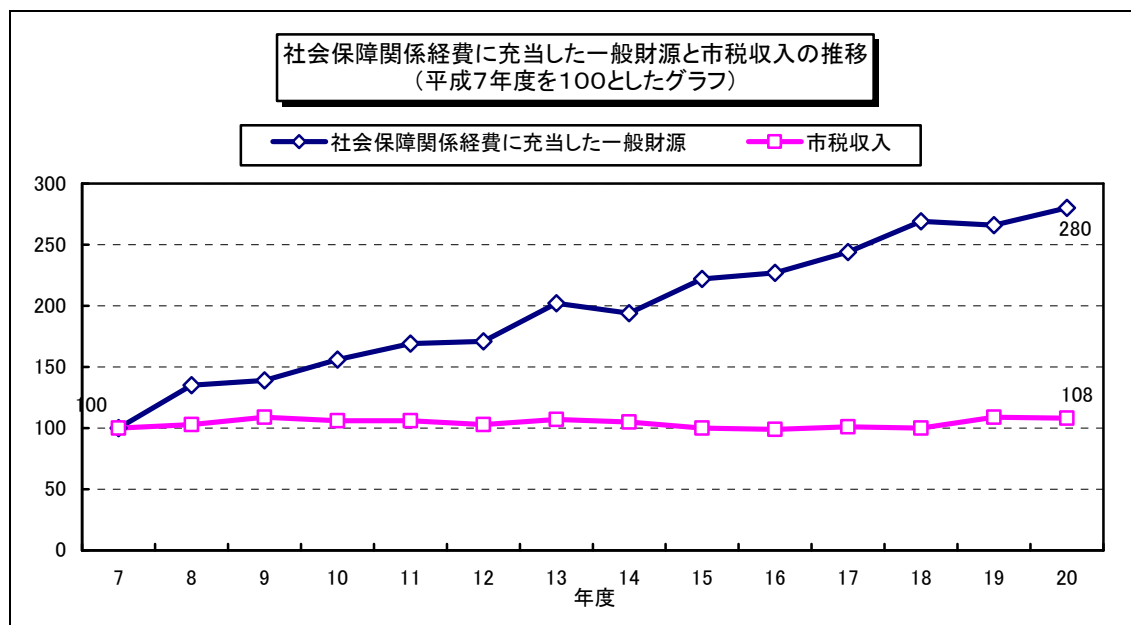
生活保護費や心身障害者福祉費などの扶助費と国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金を合わせた社会保障関係経費といわれる分野に充当した一般財源は、平成7年度は12億6,824万7千円でしたが、平成20年度は35億4,686万9千円となり、22億7,862万2千円の増加となっています。

社会保障関係経費に充当した一般財源と市税収入の推移

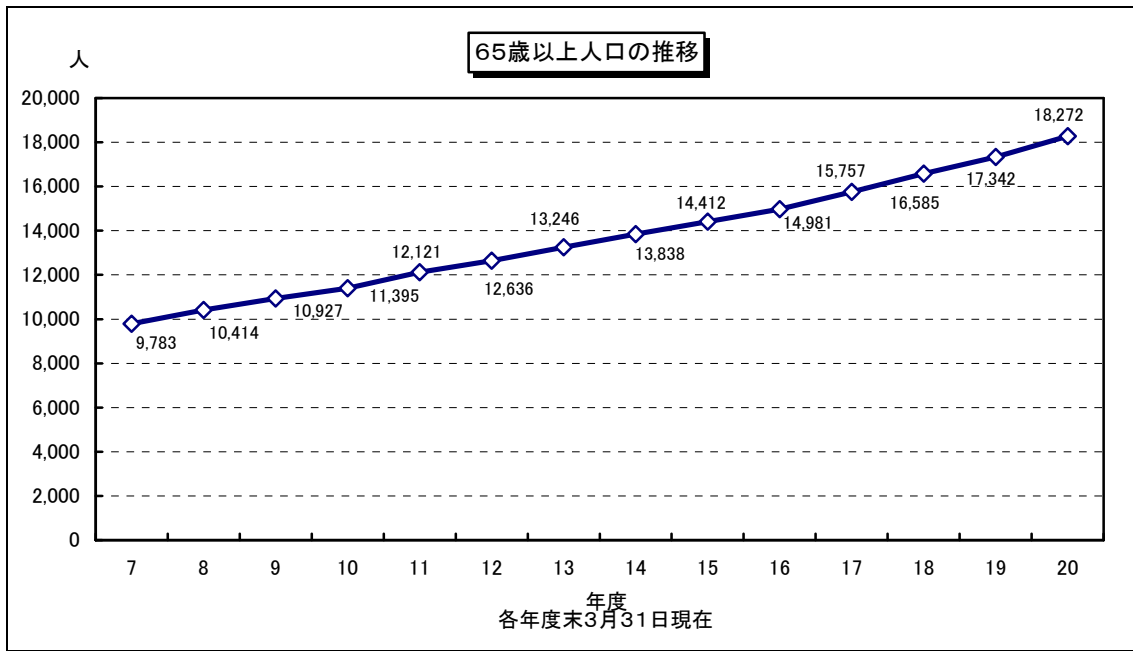
(単位：千円)

区 分	7 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
扶 助 費 ①	723,536	1,287,628	1,371,595	1,622,945	1,579,047	1,558,712
社会福祉費	135,451	287,047	264,291	279,107	260,806	297,021
老人福祉費	182,965	21,623	25,297	24,111	19,996	18,953
児童福祉費	356,128	795,123	900,919	1,135,070	1,112,584	1,023,905
生活保護費	48,992	183,835	181,088	184,657	185,661	218,833
繰 出 金 ②	544,711	1,591,025	1,718,173	1,782,561	1,797,501	1,988,157
国民健康保険特別会計	341,037	783,336	781,256	848,538	831,085	808,420
老人保健特別会計	203,674	305,107	393,259	355,198	371,512	48,453
介護保険特別会計	0	502,582	543,658	578,825	594,904	615,565
後期高齢者医療特別会計	0	0	0	0	0	515,719
社会保障関係経費 ① + ②	1,268,247	2,878,653	3,089,768	3,405,506	3,376,548	3,546,869
市 税 収 入	10,572,204	10,455,347	10,694,928	10,577,182	11,538,722	11,459,228

市税収入との比較では、平成7年度を100とした場合、平成20年度の市税収入が108であるのに対し、社会保障関係経費に充当した一般財源は280で、2.8倍と大幅に伸びており、厳しい財政状況が読み取れます。



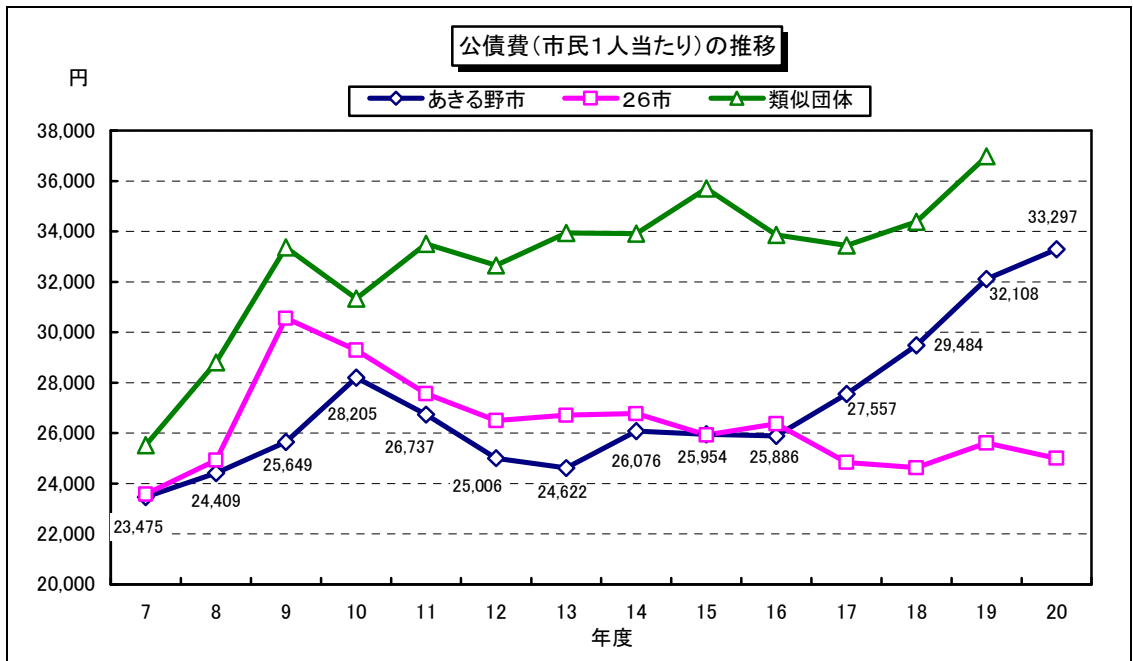
当市の65歳以上の住民基本台帳人口は、平成7年度の9,783人に対し、平成20年度は18,272人で、1.8倍以上に増加しています。このように、高齢化が進んでいることも、社会保障関係経費の増加要因のひとつとなっています。



4 公債費

公債費は、市が学校の建設や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた市債（借入金）を返済する費用のことです。

公共施設などの整備には多額の資金が必要となるため、市債の発行により財源を確保しています。また、市債は、現在施設を利用されている方だけではなく、これから利用される世代の方々にも負担していただくことで、世代間の負担の公平を図るという視点からも活用しているものです。



公債費(市民1人当たり)の推移

(単位：円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	23,475	24,409	25,649	28,205	26,737	25,006	24,622	26,076	25,954	25,886	27,557	29,484	32,108	33,297
26市	23,584	24,936	30,557	29,299	27,572	26,498	26,715	26,772	25,923	26,372	24,840	25,234	25,616	25,014
類似団体	25,527	28,809	33,373	31,340	33,506	32,658	33,940	33,918	35,699	33,865	33,445	34,382	36,982	—

市民1人当たりの公債費は、類似団体との比較では、平成19年度までのいずれの年度も低くなっていますが、26市と比較すると、平成17年度以降、当市が高くなっています。平成20年度は33,297円となり、26市の25,014円よりも高く、26市では高いほうから3番目となっています。

当市は、平成10年度から平成13年度までの間、繰上償還の実施や利率の高い市債については、低金利な市債に借換えをするなど、公債費の抑制に努めてきましたが、国の政策による、臨時財政対策債や平成18年度で終了した旧地域総合整備事業債を活用した合併市町村まちづくり推進事業などにより、当面は高い水準で推移すると見込んでいます。

5 投資的経費

投資的経費は、道路、公園、学校などの整備に要する経費です。内訳としては、国の補助を受けて実施する補助事業と、それ以外の単独事業があります。

当市では、平成7年の合併以降、新市建設計画に基づく合併市町村まちづくり推進事業として計画的に道路や公共施設等の整備を行ってきました。平成20年度は、小・中学校校舎耐震補強工事や「郷土の恵みの森構想」用地買収事業などにより、投資的経費が増加しています。

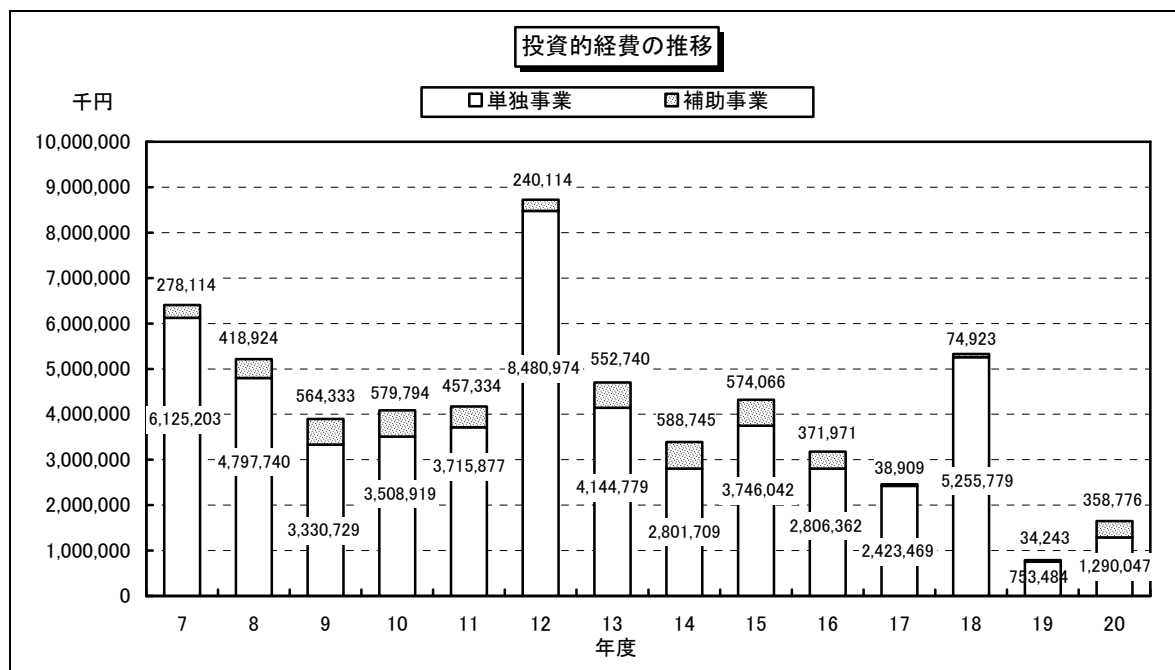
投資的経費の財源としては、地方債が多くを占めていますが、新市建設計画に基づく投資的経費については、元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入される旧地域総合整備事業債を積極的に活用してきました。

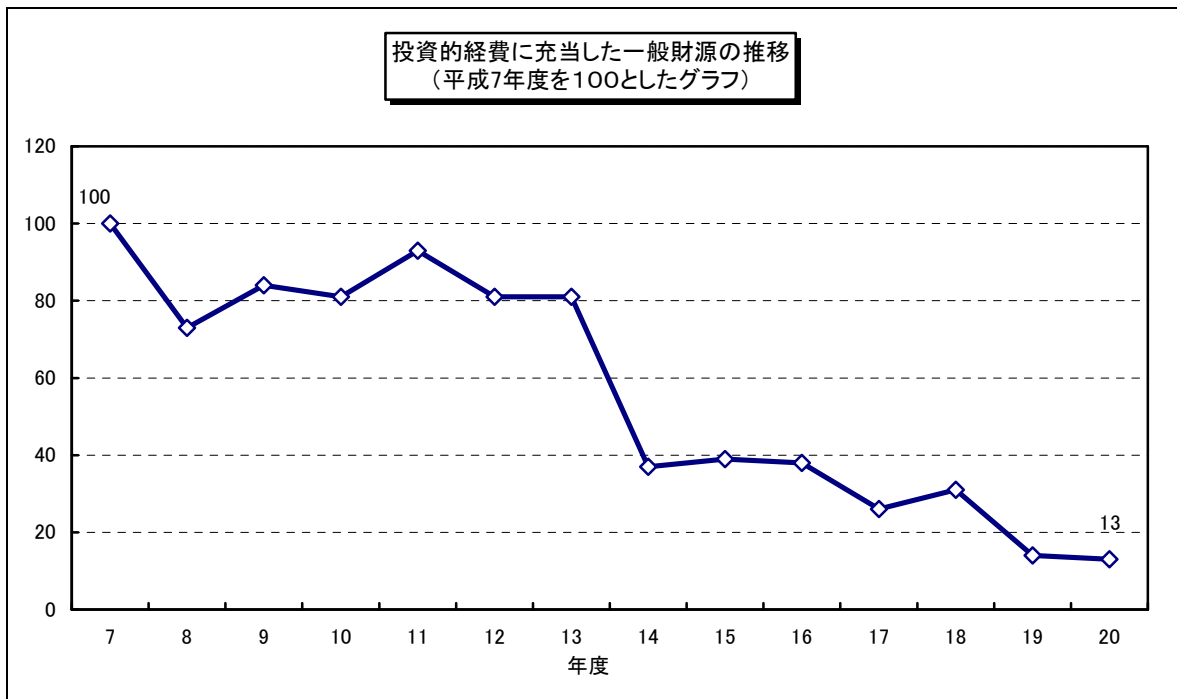
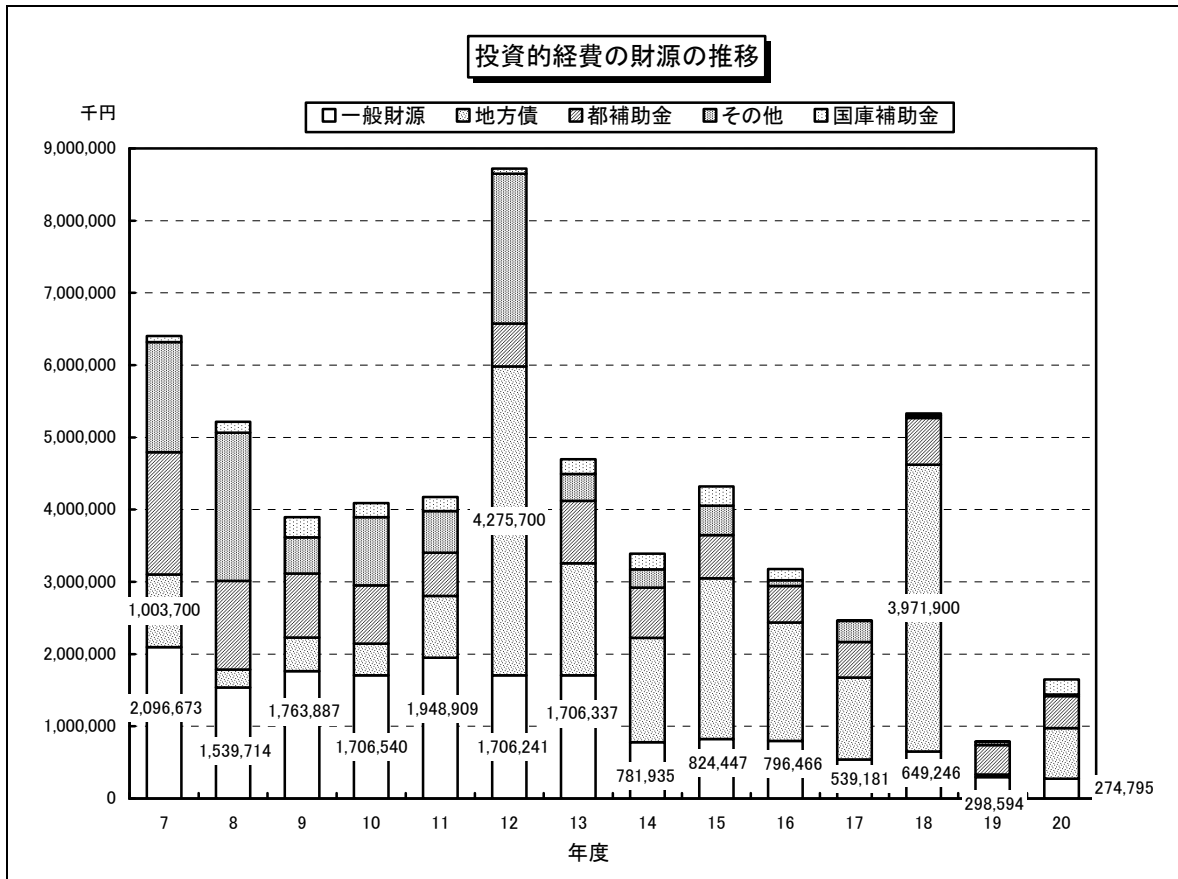
また、投資的経費に充当されている一般財源は、平成7年度は20億9,667万3千円ありましたが、その後は減少を続け、平成20年度は2億7,479万5千円となり、平成7年度の約7分の1まで減少しています。

投資的経費と財源内訳の推移

(単位：千円)

区 分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
投資的経費	6,403,317	3,178,333	2,462,378	5,330,702	787,727	1,648,823
補助事業	278,114	371,971	38,909	74,923	34,243	358,776
単独事業	6,125,203	2,806,362	2,423,469	5,255,779	753,484	1,290,047
財源内訳						
国庫支出金	83,888	158,203	3,203	31,924	5,196	207,176
都支出金	1,692,930	503,402	488,733	648,650	406,623	440,704
地方債	1,003,700	1,641,100	1,137,900	3,971,900	34,300	701,100
その他	1,526,126	79,162	293,361	28,982	43,014	25,048
一般財源	2,096,673	796,466	539,181	649,246	298,594	274,795





6 その他の経費

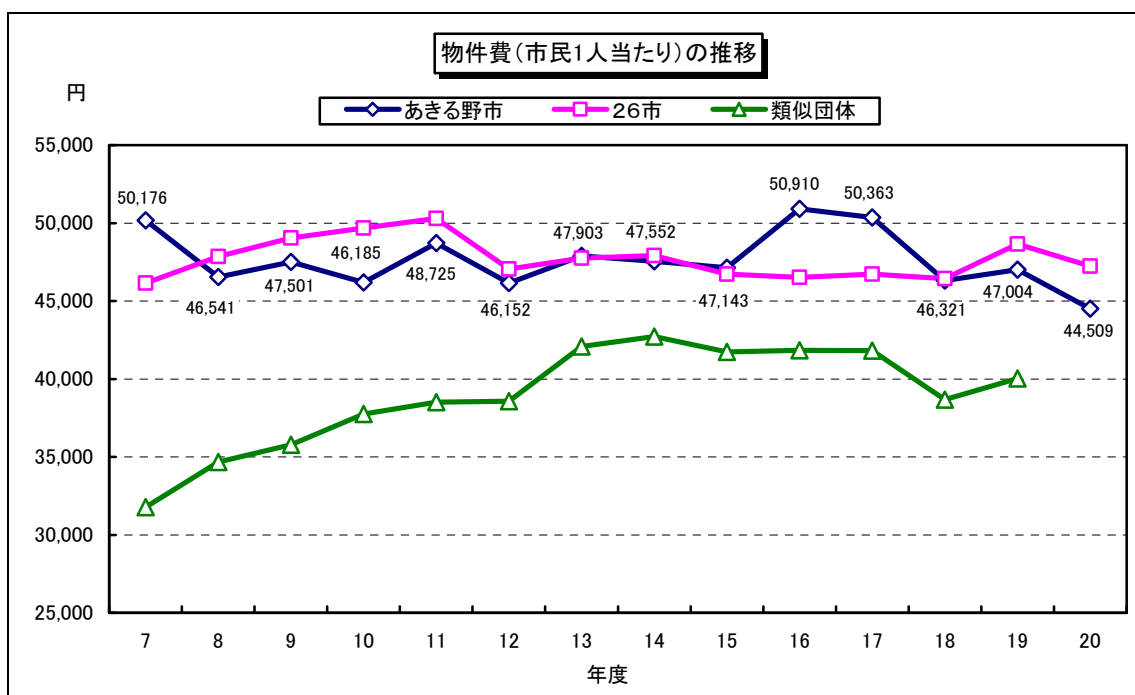
その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などがあります。

平成20年度決算のこれらの経費の歳出総額に占める割合は、物件費14.3パーセント、補助費等15.8パーセント、繰出金13.2パーセントなどとなっています。

(1) 物件費

物件費には、臨時職員の賃金、事業用消耗品などの需用費、通信料などの役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などがあります。

物件費のうち、大きな割合を占めているのが委託料です。委託料には、経常的に支出しなければならない公共施設の維持管理経費が多く含まれています。



物件費(市民1人当たり)の推移

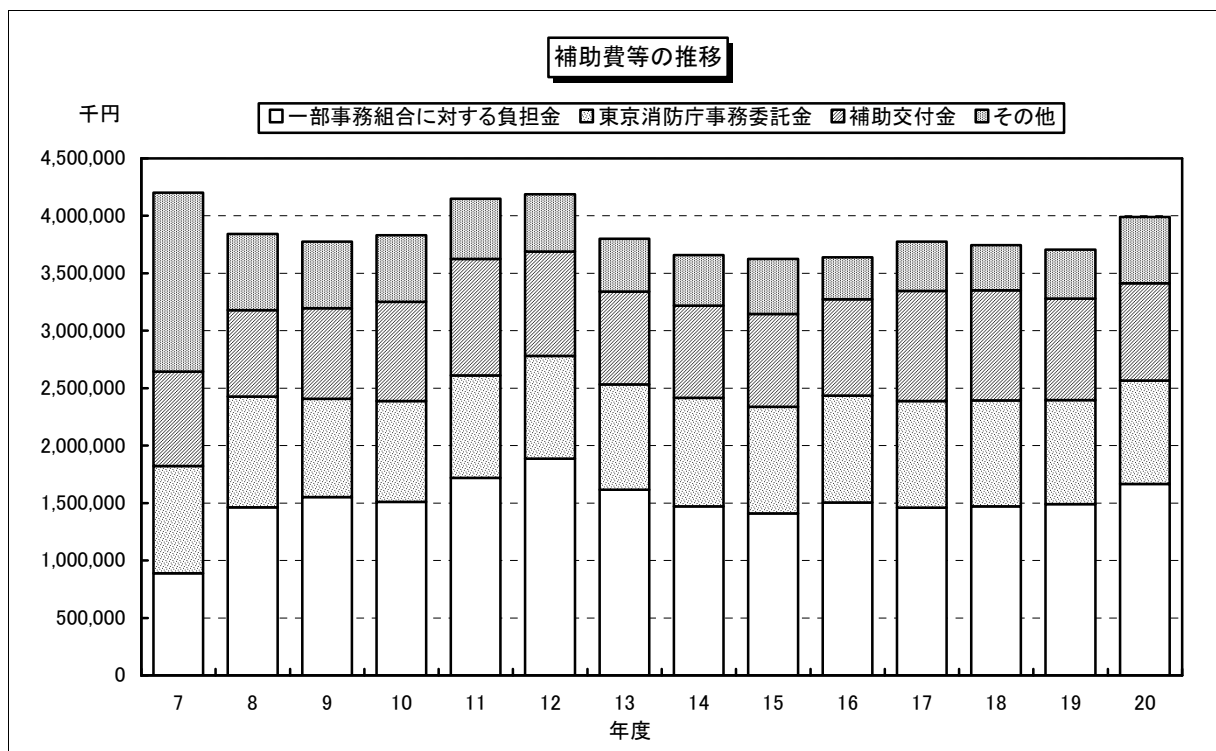
(単位：円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	50,176	46,541	47,501	46,185	48,725	46,152	47,903	47,552	47,143	50,910	50,363	46,321	47,004	44,509
26市	46,152	47,864	49,035	49,674	50,291	47,060	47,757	47,912	46,727	46,526	46,721	46,445	48,652	47,241
類似団体	31,766	34,674	35,784	37,749	38,508	38,583	42,076	42,721	41,742	41,832	41,811	38,673	40,022	-

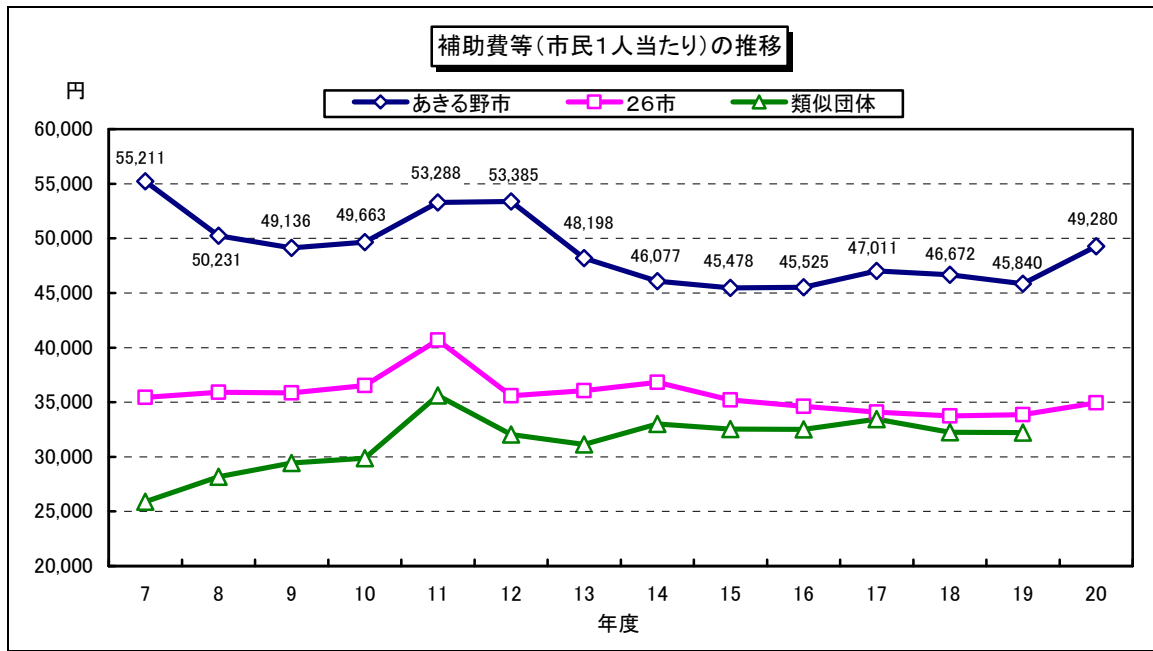
当市は、平成14年に環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得し、平成20年度には自己決定方式に切り替え自己適合宣言を行い、省エネルギー、リサイクルに取り組み、経費節減を図ってきました。平成16年度はごみの戸別収集有料化に伴うごみ有料袋製造及び配送等委託料により増加しましたが、平成18年度からは、当初予算編成に行政評価システムに基づく一般財源の施策別枠配分方式を導入し、限られた財源の中で経費の節減を図ったため減少しています。

(2) 補助費等

補助費等には、一部事務組合の負担金や消防事務委託金のほか、各種団体に対する補助金などがあります。



補助費等の中で大きな割合を占めるのは、一部事務組合の西秋川衛生組合、秋川衛生組合、阿伎留病院組合及び秋川流域斎場組合に対する負担金であり、平成20年度は1億6,542万5千円で、41.7パーセントを占めています。また、東京消防庁事務委託金は9億1,253千円で、22.6パーセントを占めています。平成11年度と平成12年度は、火葬場及び斎場の建設に伴う秋川流域斎場組合への負担金により増加しています。また、平成20年度は阿伎留病院組合の建替えに係る公債費負担により増加しています。

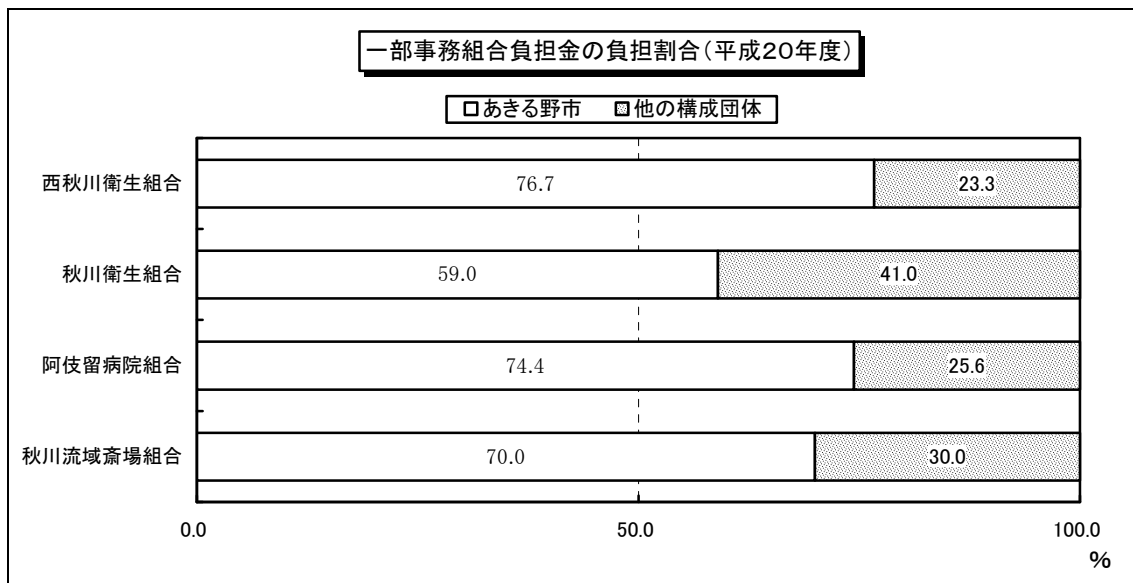


補助費等(市民1人当たり)の推移

(単位:円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	55,211	50,231	49,136	49,663	53,288	53,385	48,198	46,077	45,478	45,525	47,011	46,672	45,840	49,280
26市	35,449	35,905	35,842	36,539	40,693	35,597	36,062	36,821	35,201	34,612	34,099	33,735	33,862	34,946
類似団体	25,888	28,186	29,424	29,881	35,627	32,044	31,137	32,999	32,553	32,504	33,448	32,254	32,233	-

市民1人当たりの補助費等は、26市や類似団体と比較するといずれの年度も高く推移しています。これは、ごみ、し尿、病院、火葬場などの運営を一部事務組合で行っていることによるものです。また、平成20年度の一部事務組合に対する負担割合は下表のとおりです。



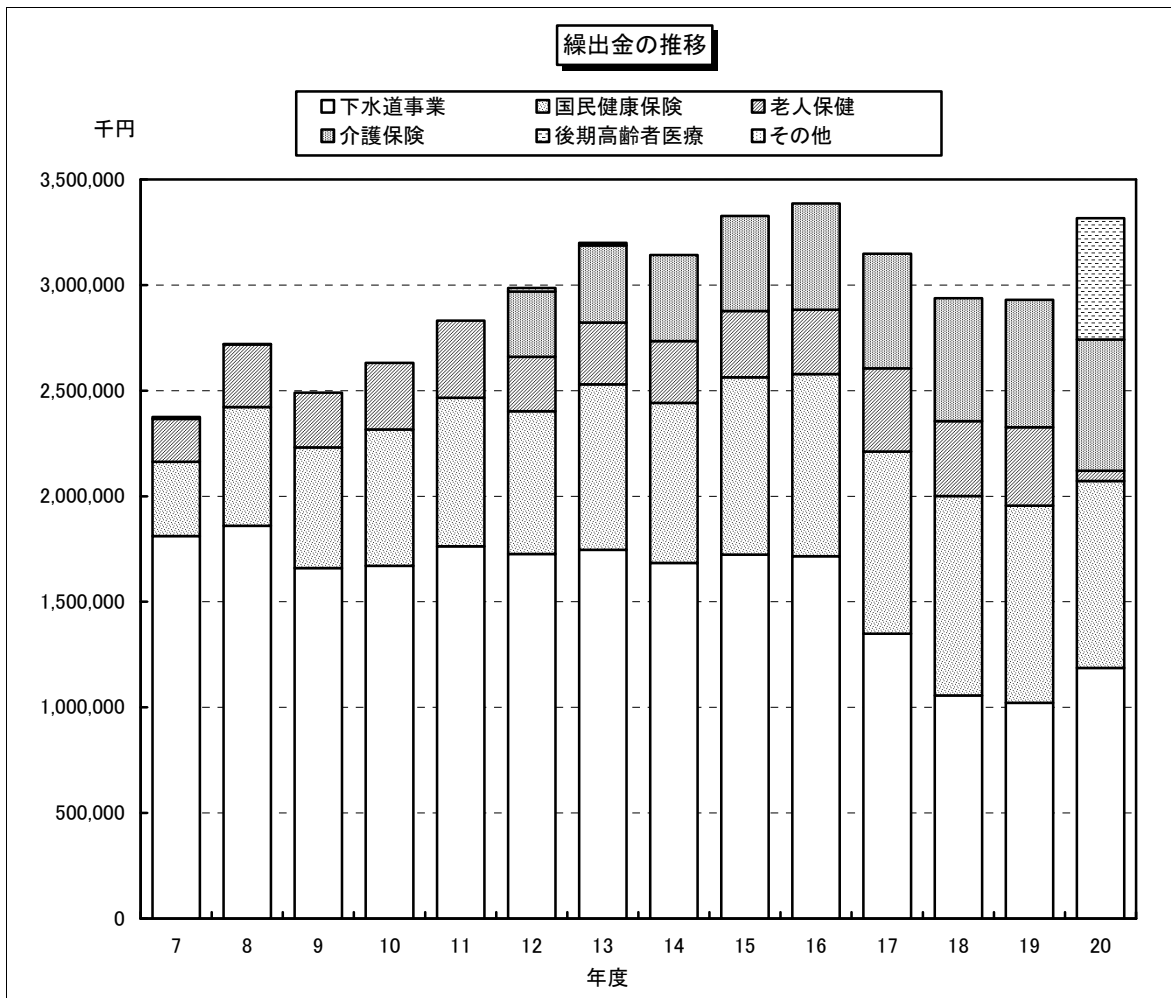
(3) 繰出金

繰出金は、主に一般会計と特別会計との間でやりとりする経費のことであり、平成20年度は5つの特別会計に支出しています。

繰出金の推移

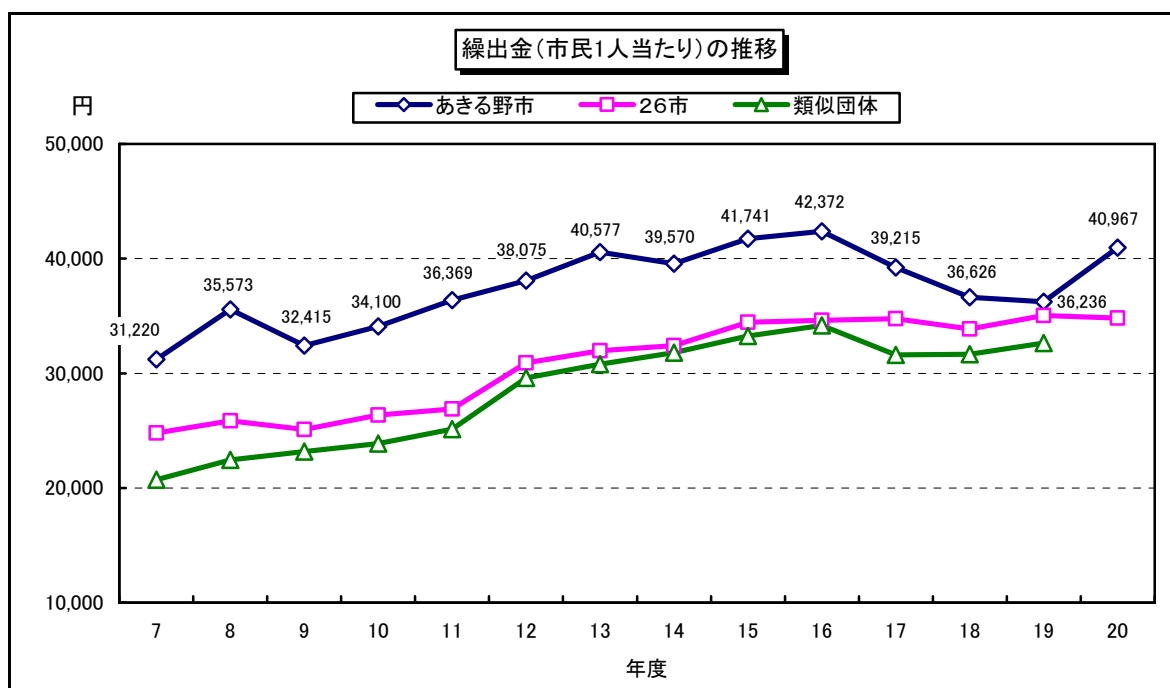
(単位：千円)

区 分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
特別会計	下水道事業特別会計	1,811,352	1,715,676	1,349,695	1,057,007	1,021,959	1,186,718
	国民健康保険特別会計	351,049	862,379	862,095	943,465	932,677	885,517
	老人保健特別会計	203,674	305,107	393,259	355,198	371,512	48,453
	介護保険特別会計	0	502,582	543,658	582,242	603,294	622,084
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0	0	0	574,427
そ の 他	9,783	1	0	0	0	0	
合 計	2,375,858	3,385,745	3,148,707	2,937,912	2,929,442	3,317,199	



繰出金は、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計の医療費の増や、平成12年度からは介護保険制度が導入され、法定負担分が繰出金として新たに生じたことなどにより増加しています。平成17年度以降、下水道事業特別会計内で資本費平準化債や地方交付税への算入方法の変更に伴う下水道事業債（特別措置分）の発行により減少していますが、平成20年度は後期高齢者医療制度の施行により増加しています。

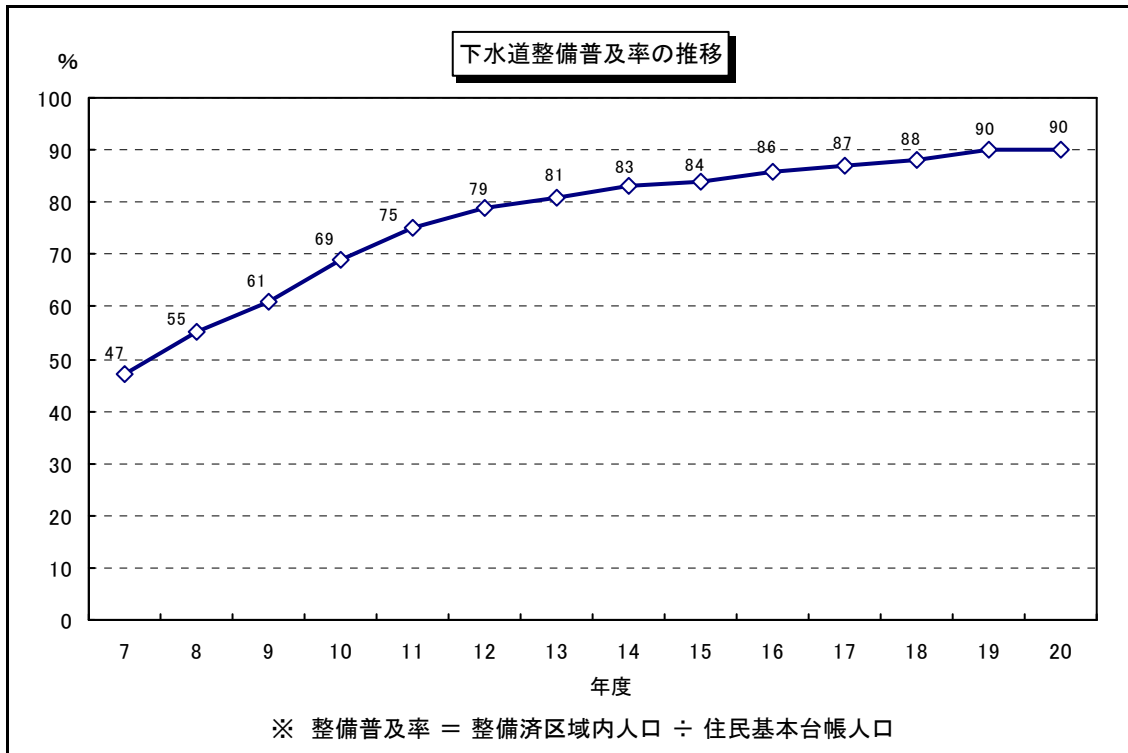
当市では、下水道整備を重要施策として進めているため、下水道事業特別会計への繰出金の割合が高くなっています。下水道整備は、平成13年度に市街化区域の整備をほぼ完了し、平成14年度以降は市街化調整区域の整備に着手しており、下水道整備普及率は、平成7年度は47パーセントでしたが、平成20年度は90パーセントとなりました。



繰出金（市民1人当たり）の推移

（単位：円）

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	31,220	35,573	32,415	34,100	36,369	38,075	40,577	39,570	41,741	42,372	39,215	36,626	36,236	40,967
26市	24,806	25,862	25,109	26,367	26,898	30,912	31,962	32,412	34,453	34,617	34,772	33,861	35,029	34,821
類似団体	20,713	22,443	23,182	23,860	25,139	29,602	30,807	31,809	33,255	34,179	31,613	31,667	32,634	-



7 目的別経費の推移

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費などに大別されます。平成7年度と平成20年度を比較した場合、民生費、土木費、教育費、公債費が大きく変動しています。

目的別経費の推移

(単位：千円)

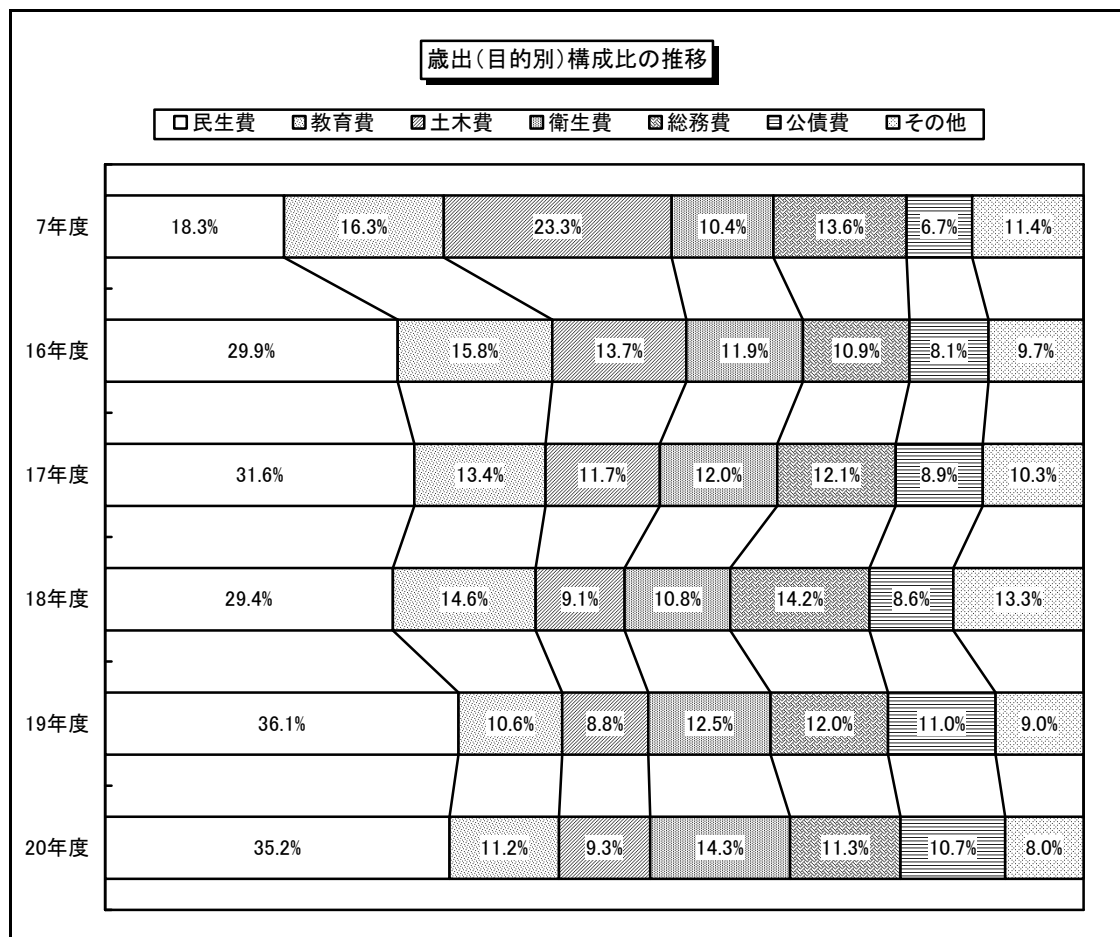
区分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総務費	3,628,029	2,796,721	3,020,881	3,928,787	2,818,919	2,849,451
民生費	4,871,710	7,642,516	7,871,016	8,117,068	8,487,969	8,861,240
衛生費	2,760,829	3,044,228	2,992,335	2,982,385	2,954,936	3,599,247
土木費	6,200,813	3,501,440	2,917,498	2,500,691	2,080,235	2,345,318
消防費	1,248,876	1,146,372	1,101,471	1,072,961	1,085,959	1,107,719
教育費	4,356,079	4,048,473	3,342,113	4,036,281	2,490,646	2,820,933
公債費	1,786,491	2,068,451	2,212,595	2,365,013	2,595,737	2,696,183
その他	1,794,729	1,294,753	1,482,424	2,624,660	1,014,148	911,430
歳出総額	26,647,556	25,542,954	24,940,333	27,627,846	23,528,549	25,191,521

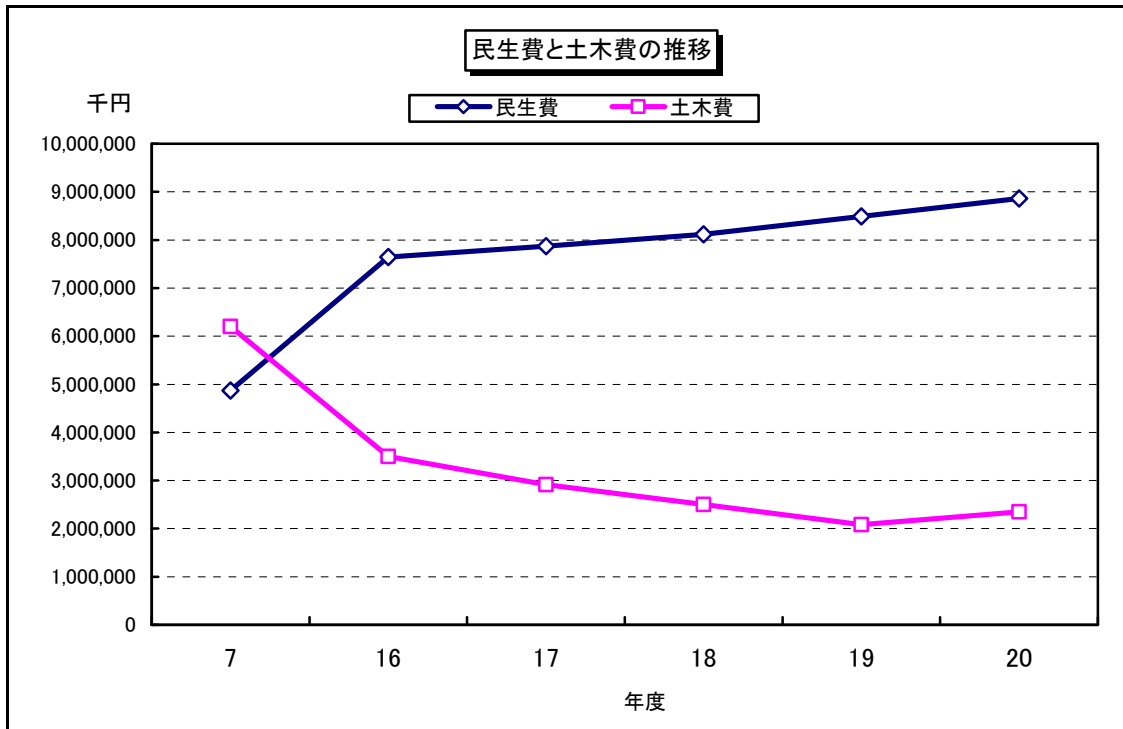
民生費は、平成12年度から介護保険制度の導入により一時的に減少しましたが、生活保護費や児童福祉関係経費などの増加により、平成20年度は88億6,124万円

となり、平成7年度と比較して39億8,953万円、率で81.9パーセントの増となっています。

土木費は、平成7年度は62億81万3千円の支出がありましたが、平成20年度は下水道事業特別会計繰出金や秋3・5・2号線物件補償費、主地33号線取付道路改修舗装工事等により、23億4,531万8千円の支出となり、率で62.2パーセントと大幅な減となっています。

教育費は、平成7年度以降、あきる野ルピア建設事業をはじめ、小中学校大規模改造事業、秋川体育館・中央公民館整備事業、東部図書館建設事業、中央図書館建設事業などの施設整備を計画的に実施しており、構成比も高く推移しています。平成20年度は、小・中学校校舎耐震補強工事等を実施しておりますが、他に大規模な事業が少なかったため、平成7年度と比較して15億3,514万6千円、率で35.2パーセントの減となっています。





- 総務費……庁舎管理、広報発行、戸籍謄（抄）本・住民票交付、市税の賦課・徴収、選挙、監査などに係る経費
- 民生費……高齢者、障がい者、児童福祉、生活保護などに係る経費
- 衛生費……市民の健康保持などの保健衛生やごみ処理などの清掃に係る経費
- 土木費……道路・橋りょう、公園、都市計画、区画整理などに係る経費
- 消防費……消防及び防災に係る経費
- 教育費……学校教育やスポーツ、公民館、図書館などの社会教育に係る経費
- 公債費……市が借入れた地方債の元金及び利子の償還並びに一時借入金に対する利払いに係る経費
- その他……議会費、労働費、農林水産業費及び商工費

IV 財政の弾力性を表す指標

1 経常収支比率

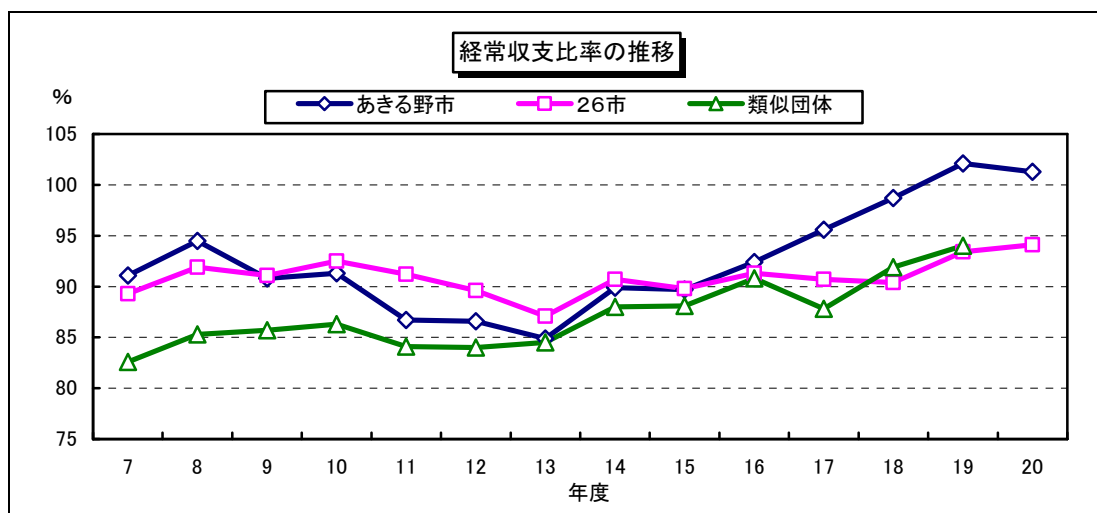
(1) 経常収支比率の推移

財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、経常収支比率があります。これは、市税や地方交付税など毎年入ってくる経常的な収入のうち、その用途が限定されずに使える経常一般財源を分母として、人件費、扶助費、公債費、物件費など毎年決まって支出される経常経費に充当した一般財源を分子として割り返した数値のことをいいます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{歳入経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分}(\text{※減税補てん債}) + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

※平成18年度以前分に用いている。

経常収支比率が90パーセントの場合、結果としてその年度に自由に使える財源は10パーセントとなり、その財源が新規事業や普通建設事業に充てることができる上限額ということになります。したがって、経常収支比率が低いほど財政構造に弾力性があり、それだけ様々な事業を行えるということになります。

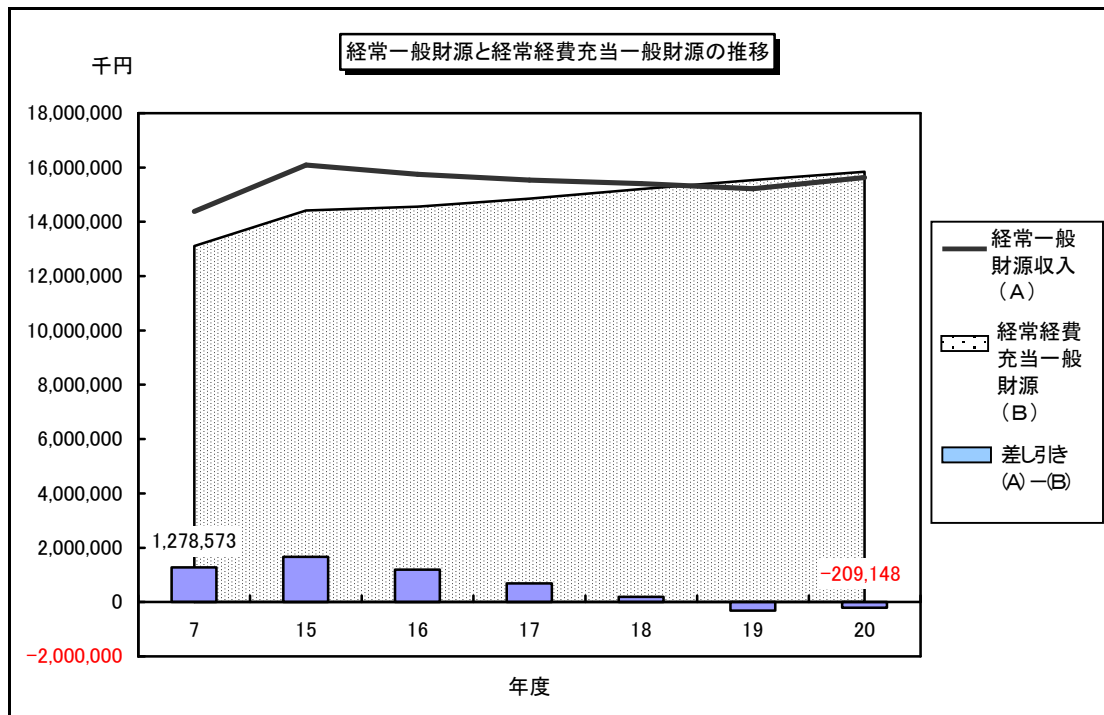


経常収支比率の推移

(単位: %)

区分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	91.1	92.4	95.6	98.7	102.1	101.3
26市	89.3	91.3	89.1	88.6	91.4	91.7
類似団体	82.6	90.8	87.8	91.9	94.0	—

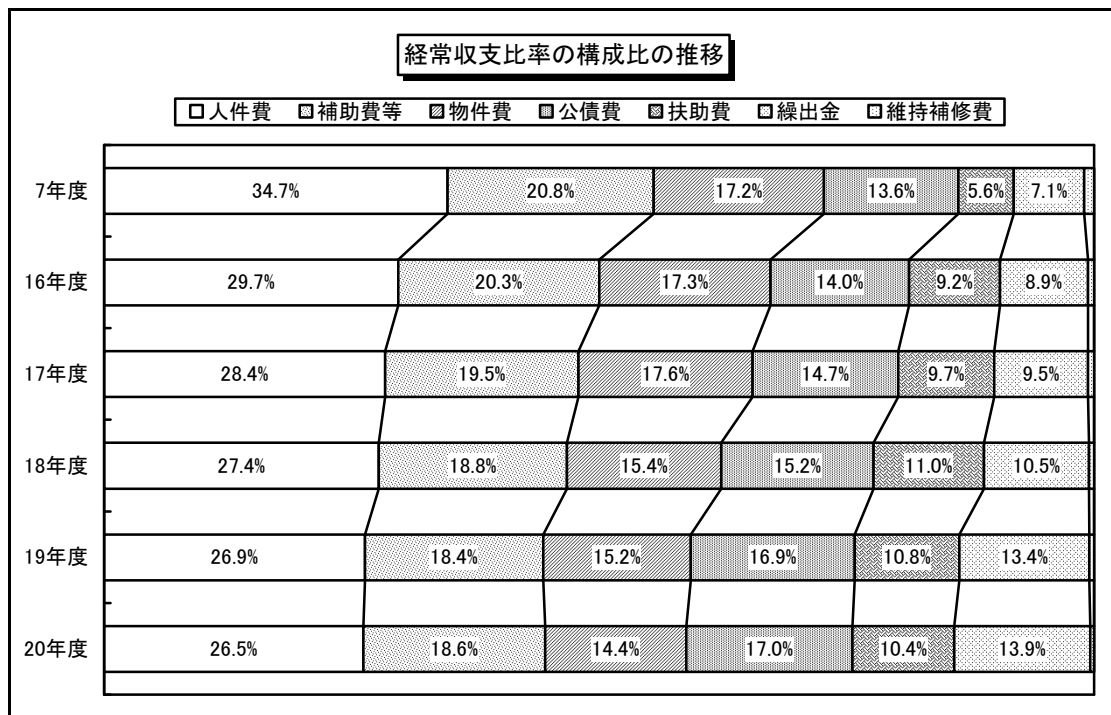
経常収支比率は、平成11年度以降、80パーセント台で推移していましたが、市税収入の低迷や「三位一体の改革」による地方交付税の総額抑制などにより、一般財源収入が大幅に減となる中で、歳出では公債費が高い水準で推移しているほか、社会保障関係経費を中心に経常経費が伸びていることから、急激に悪化しています。平成20年度は、101.3パーセントとなり、前年度と比較して0.8ポイント下がりました。



経常経費充当一般財源と経常一般財源との差が大きいほど自由に使える一般財源が多いといえます。当市は、この差が平成13年度をピークに減少しつづけ、平成20年度は2億914万8千円のマイナスとなり、経常収支比率が101.3パーセントとなりました。

経常収支比率は、健全な財政運営を行うには75パーセント前後が良いといわれていることから、数値の改善が緊急の課題となっています。また、26市と比較すると、平成15年度までは、当市の経常収支比率が低く推移していましたが、平成16年度以降、逆転して高くなっています。また、類似団体と比較すると、いずれの年度も当市が高くなっています。

(2) 経常収支比率の構成比の推移



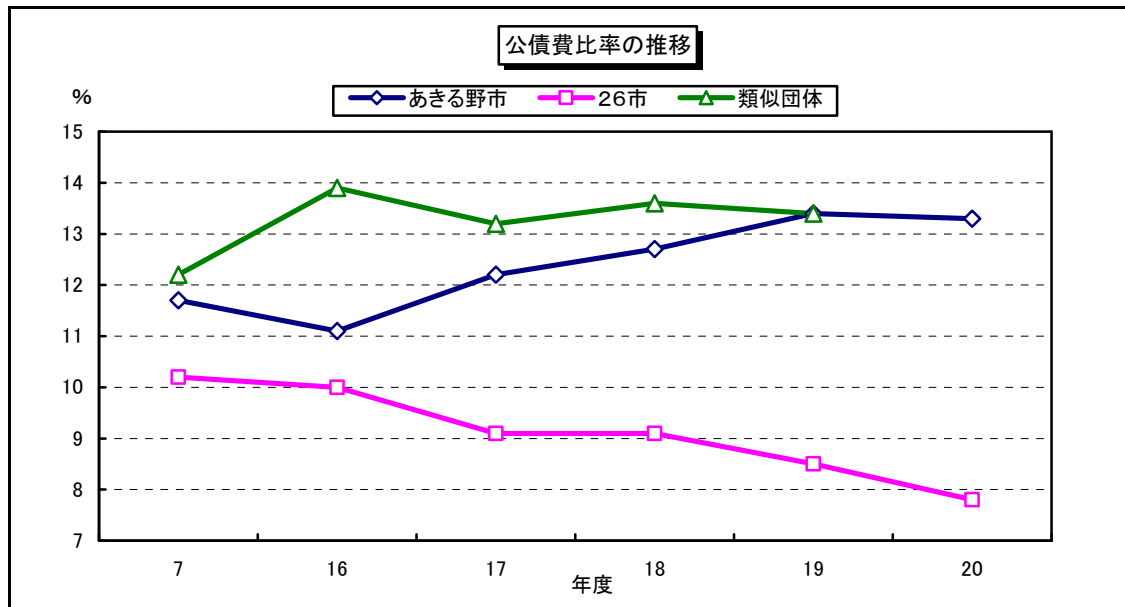
経常収支比率の構成比は、人件費が新規採用者の抑制による職員数の削減などにより、平成7年度の34.7パーセントから平成20年度は26.5パーセントと、8.2ポイント下がっているのに対し、扶助費は4.8ポイント、繰出金は6.8ポイント、それぞれ上昇しています。

2 公債費関係の指標

公債費比率

市債（借入金）が増えると、その償還のために市税などの一般財源を投入しなければなりません。このことは、新たな事業に取り組むための財源に不足を来す要因の一つであるとともに、後世代に負担をもたらします。この市債の償還に充てる市税などの一般財源の標準財政規模に対する割合を示す指標として、公債費比率があります。

当市の公債費比率は、平成7年度以降、少しずつ下降してきましたが、平成14年度以降は、新市建設計画に基づく施設整備事業などに係る新たな償還が始まったため上昇しています。26市と比較すると、いずれの年度も当市が高くなっています。



$$\text{公債費比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源等} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}} \times 100$$

公債費比率の推移

(単位: %)

区分	7年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	11.7	11.1	12.2	12.7	13.4	13.3
26市	10.2	10.0	9.3	8.8	8.3	7.5
類似団体	12.2	13.9	13.2	13.6	※ 13.3	-

※平成19年度の類似団体については、統計数値が公表されていないため、公表されている56市中45市の平均値とする。

3 将来にわたる財政負担

(1) 地方債現在高

地方債は、世代間の負担の公平性を図る役割があり、公債費比率、実質公債費比率などが適正な範囲内であれば有効に活用すべきとされています。

地方債現在高の推移

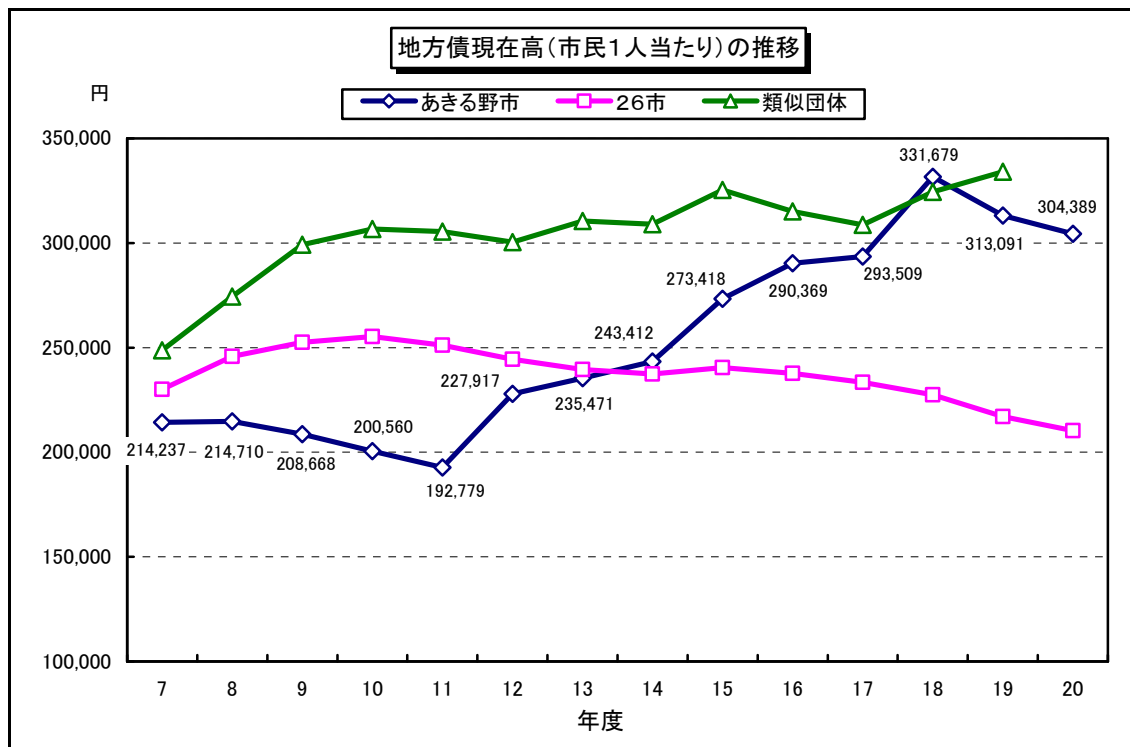
(単位：千円)

区 分	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
市債現在高	16,303,675	16,424,474	16,028,861	15,476,622	15,009,950	17,875,522	18,567,854	19,538,556
うち減税補てん債	1,677,300	2,669,900	2,648,469	3,048,098	3,069,447	3,097,946	3,125,519	3,125,161
うち臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	383,200	1,189,700
(参考) 下水道会計	17,438,674	23,017,269	24,757,535	26,253,541	27,705,269	28,473,439	28,712,636	28,643,861
(参考) 一部事務組合	2,987,230	2,937,567	2,810,650	2,695,365	2,776,532	2,955,873	3,770,386	3,569,148

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
21,862,984	23,388,843	23,676,866	26,604,943	25,311,256	24,647,297
3,147,756	3,185,112	3,095,473	2,947,019	2,684,800	2,412,775
2,854,700	4,052,000	4,876,546	5,537,988	6,032,105	6,433,493
28,234,869	27,695,419	27,301,829	27,204,937	27,083,123	26,769,273
3,449,865	4,175,010	14,284,713	15,734,678	15,629,045	14,750,363

地方債現在高は、平成20年度末で246億4,729万7千円となっています。

この中には、国の政策により発行された減税補てん債と臨時財政対策債が合わせて88億4,626万8千円含まれています。また、元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入され、合併の支援策が有効に活用することができる旧地域総合整備事業債(合併市町村まちづくり推進事業)の現在高は、92億8,919万3千円となっています。



地方債現在高(市民1人当たり)の推移

(単位: 円)

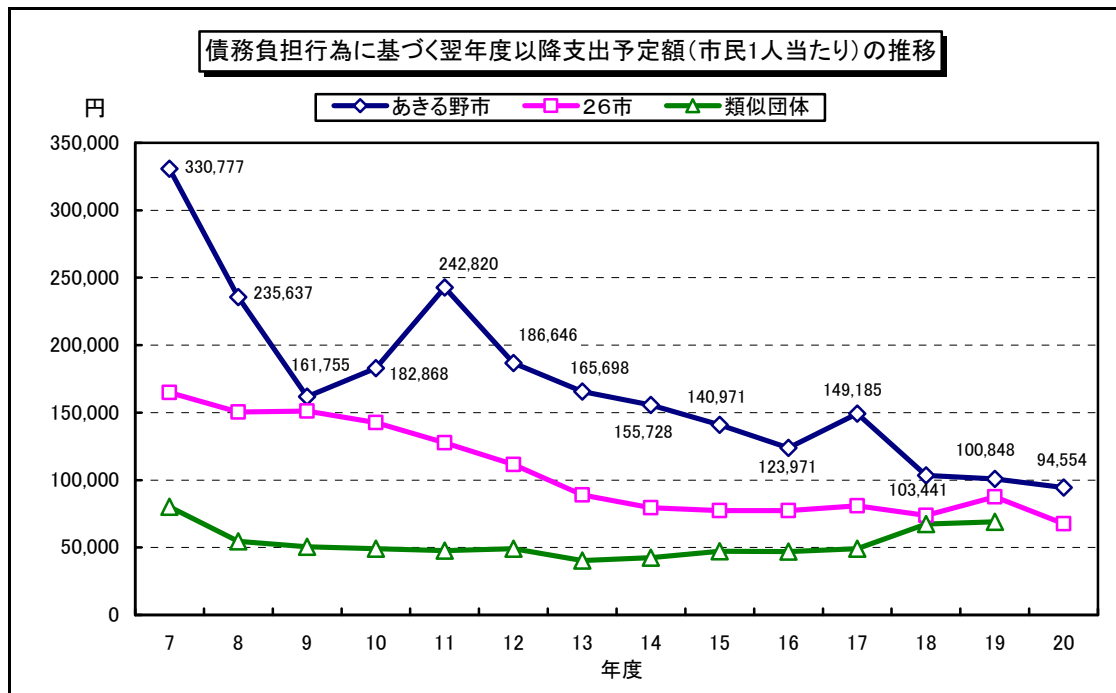
区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	214,237	214,710	208,668	200,560	192,779	227,917	235,471	243,412	273,418	290,369	293,509	331,679	313,091	304,389
26市	230,006	245,869	252,596	255,231	251,191	244,368	239,579	237,379	240,529	237,741	233,365	227,468	216,975	210,239
類似団体	248,760	274,344	299,178	306,632	305,519	300,496	310,583	308,966	325,397	315,144	308,720	324,373	334,123	-

なお、市民1人当たりの地方債現在高は、26市や類似団体よりも低く推移してきましたが、平成14年度からは26市より高くなっています。

(2) 債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額

市が翌年度以降にわたる債務を負担する場合、その事項、期間及び限度額をあらかじめ決定しておかなければなりません。これを債務負担行為といいます。

例えば、市営住宅建設工事のように、着工から完成まで複数年を要し、かつ、契約を分割することが困難であり、当該年度において総額を契約する場合や土地開発公社に委託した公有地等の買戻し及び造成等の債務保証をする場合などについては、あらかじめ契約の限度額を定めておき、当該年度の予算計上分と合わせて、翌年度以降に負担する債務の総額を債務負担行為として予算に定めています。



債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額(市民1人当たり)の推移

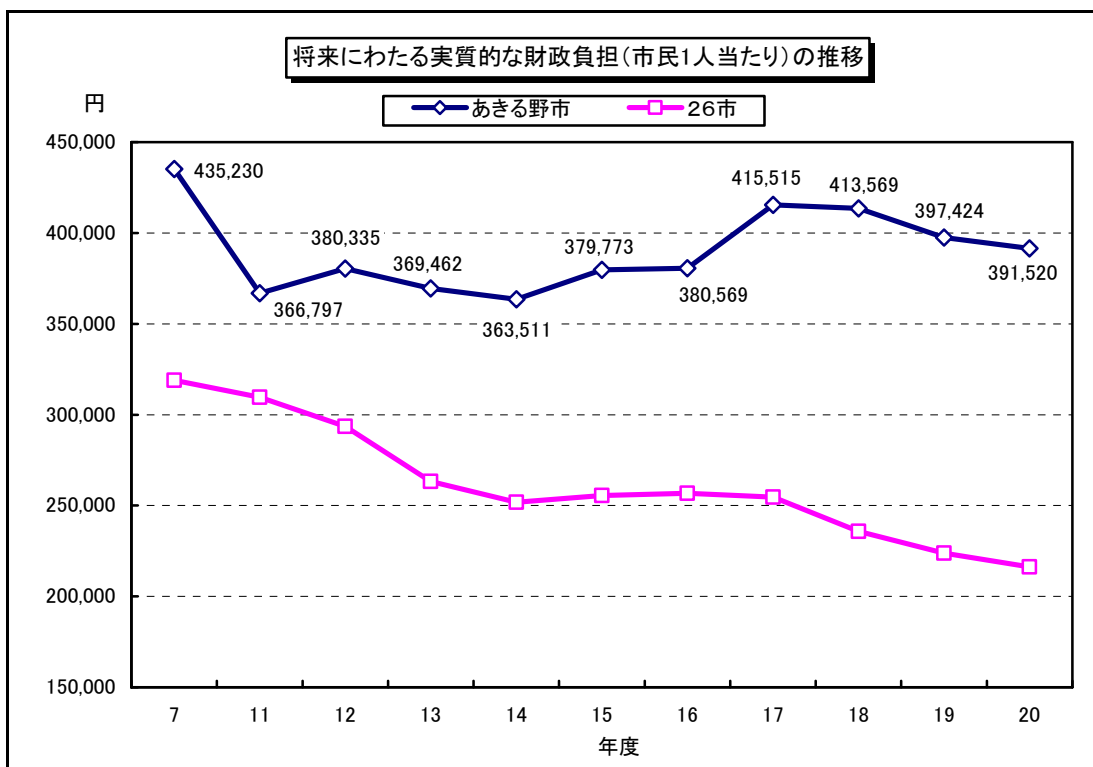
(単位:円)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
あきる野市	330,777	235,637	161,755	182,868	242,820	186,646	165,698	155,728	140,971	123,971	149,185	103,441	100,848	94,554
26市	165,006	150,467	151,115	142,705	127,669	111,425	88,953	79,462	77,424	77,300	80,934	73,716	87,615	67,718
類似団体	80,118	54,578	50,456	49,109	47,603	49,140	40,382	42,487	47,298	47,098	61,956	67,287	68,980	-

平成20年度における当市の債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額は、76億5,629万6千円となっています。市民1人当たりの翌年度以降支出予定額は、平成20年度は9万4,554円となり、平成7年度の33万777円と比較して、3分の1以下に減っています。これは、土地開発公社が保有する先行取得用地の買戻しなどによるものです。しかし、26市と比較すると、平成20年度までの市民1人当たりの翌年度以降支出予定額は、いずれの年度も当市が高くなっています。

(3) 市の将来債務

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加え、これから積立金現在高を差し引いた「将来にわたる実質的な財政負担」は、平成20年度は市民1人当たり39万1,520円となっています。平成19年度と比較すると減少していますが、26市と比較すると当市が高く推移しています。



将来にわたる実質的な財政負担(市民1人当たり)の推移

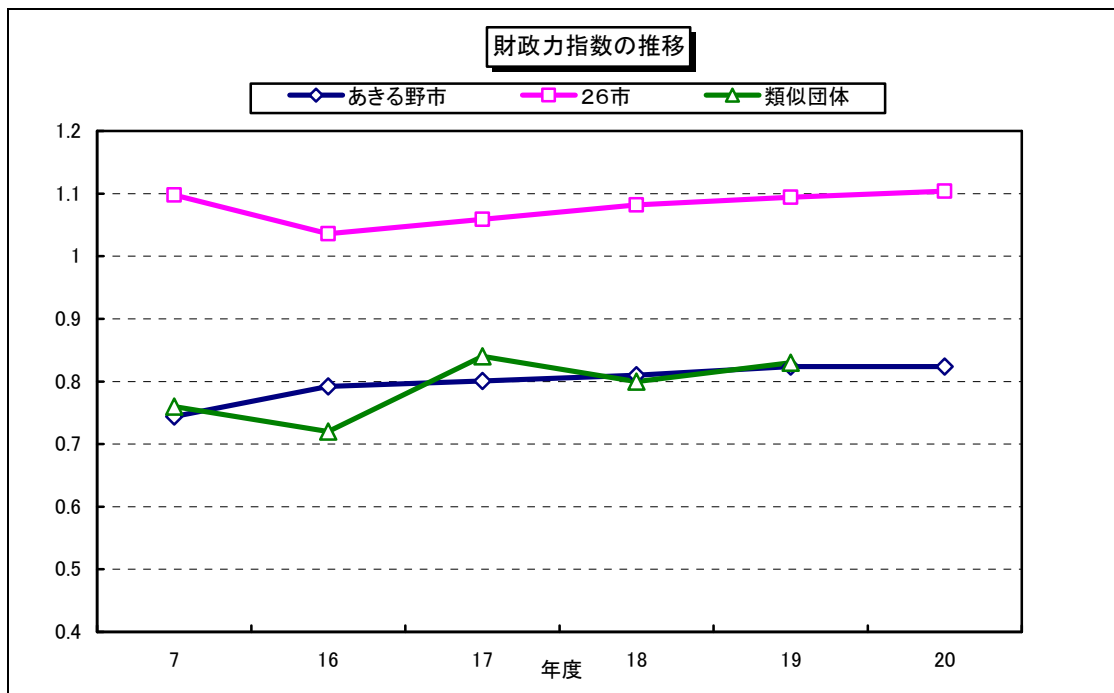
(単位:円)

区 分	7 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
あきる野市	435,230	366,797	380,335	369,462	363,511	379,773	380,569	415,515	413,569	397,424	391,520
26市	318,967	309,665	293,565	263,220	251,736	255,482	256,719	254,687	235,823	223,890	216,264

4 財政力指数

財政力指数は、財政力を示す一般的な指標であり、その自治体が標準的な行政を実施するのに必要な一般財源のうち、その自治体の税収入などにより賄える割合がどの程度であるかを示すもので、普通交付税を算定するのに用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して求められた数値の3年度間の平均値です。

財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く財政力が強いとされ、指数が「1」を超える自治体は富裕団体と見なされ、普通交付税は交付されません。この不交付団体は「1」を超えた率だけ通常水準を超えた行政活動を行うことが可能となり、それだけ余裕のある財源を確保していることとなります。指数が「1」に満たない自治体は、普通交付税による財源調整がなされなければ、通常水準の行政活動ができないこととなります。



財政力指数の推移

区 分	7 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
あきる野市	0.744	0.792	0.801	0.810	0.824	0.824
26市	1.098	1.036	1.059	1.082	1.094	1.104
類似団体	0.760	0.720	0.840	0.800	0.830	—

財政力指数は、平成14年度以降、普通交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられ、その振替額が基準財政需要額から差し引かれることにより上昇しています。類似団体とはほぼ同様に推移し、26市との比較では低くなっています。

V 地方公共団体の財政の健全性に関する指標

「地方公共団体の財政の健全性に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要となる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。また、健全化判断比率及び資金不足比率は、前年度の決算に基づき算定し、その算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

1 健全化判断比率

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、財政状況を客観的に表す意味を持っています。

健全化判断比率の4つの財政指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を策定しなければならず、また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

区 分		あきる野市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	12.74	20.00
	連結実質赤字比率	—	17.74	40.00
	実質公債費比率	9.8	25.0	35.0
	将来負担比率	123.8	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字がないため「—」と表示しています。

(1) 実質赤字比率

一般会計及び受託水道事業特別会計（以下「一般会計等」という。）の実質収支が赤字となった場合の赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

当市の早期健全化基準は12.74、財政再生基準は20.00ですが、実質赤字がないため、実質赤字比率はありません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(2) 連結実質赤字比率

当市の全会計（戸倉財産区特別会計を除く。）における実質収支の赤字額又は資金不足額の合計の標準財政規模に対する比率で、すべての会計の赤字や黒字を合算し、当市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

当市の早期健全化基準は17.74、財政再生基準は40.00ですが、連結実質赤字がないため、連結実質赤字比率はありません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(※)の標準財政規模に対する比率で、借入金（地方債）の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

実質公債費比率の早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準が25.0パーセントとなっており、財政再生基準は公共事業等の許可が制限される基準が35.0パーセントとなっています。

当市の平成20年度の実質公債費比率は9.8パーセントで、26市平均の5.2パーセントより高くなっています。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※準元利償還金とは、「普通会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還を充てた額＋一部事務組合への負担金・補助金のうち組合の地方債の償還に充てた額＋債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの＋一時借入金の利子」の合計をいう。

(4) 将来負担比率

土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準は、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準を平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350.0パーセントとなっています。

当市の平成20年度の将来負担比率は123.8パーセントで、26市で一番高くなっています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

健全化判断比率等会計区分表

会計分類・名称		健全化判断比率			資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	受託水道事業特別会計				
公営事業会計	国民健康保険特別会計				
	老人保健特別会計				
	後期高齢者医療特別会計				
	介護保険特別会計				
	下水道事業特別会計 (公営企業に係る会計)				
一部事務組合等	秋川衛生組合				
	西秋川衛生組合				
	秋川流域斎場組合				
	阿伎留病院組合				
	東京都市町村職員退職手当組合				
	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合				
	東京都三市収益事業組合				
	東京都市町村総合事務組合				
	東京都後期高齢者医療広域連合				
地方公社	あきる野市土地開発公社				
	戸倉財産区特別会計				

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

当市は、下水道事業特別会計が対象となり、経営健全化基準は20.00パーセントですが、資金不足はないため、資金不足比率はありません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【参考】

類似団体について

本書の冒頭でも類似団体について記載させていただいておりますが、類似団体とは、人口や産業構造の態様の類似している団体をいい、その団体の指数を比較することにより、財政状況を把握するために使用しています。

当市については、人口50,000人～100,000人、産業構造Ⅲ次65パーセント以上に該当するため、類型区分はⅡ-3となります。

都市

人口	産業構造 類型	Ⅱ次、Ⅲ次95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次95%未満		計
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満	
		3	2	1	0	
50,000人未満	I	6 (9)	12 (18)	77 (132)	51 (88)	146 (247)
50,000～100,000	II	56 (56)	32 (43)	101 (127)	28 (48)	217 (274)
100,000～150,000	III	34 (35)	18 (19)	34 (39)	7 (11)	93 (104)
150,000人以上	IV	32 (32)	6 (6)	21 (26)	2 (2)	61 (62)
計		128 (132)	68 (86)	233 (320)	88 (149)	517 (687)

平成19年度類型区分Ⅱ-3該当団体（56団体）

北海道	室蘭市
	千歳市
	登別市
宮城県	塩竈市
	多賀城市
茨城県	守谷市
埼玉県	飯能市
	蕨市
	鳩ヶ谷市
	志木市
	和光市
	桶川市
	久喜市
	蓮田市
	坂戸市
	幸手市
	鶴ヶ島市
千葉県	四街道市
東京都	国立市
	福生市
	狛江市
	東大和市
	清瀬市
	武蔵村山市
	稲城市
	あきる野市
神奈川県	逗子市
福井県	敦賀市
静岡県	伊東市
	御殿場市

愛知県	尾張旭市
	日進市
京都府	城陽市
	向日市
	長岡京市
大阪府	泉大津市
	貝塚市
	泉佐野市
	(摂津市)
	高石市
	藤井寺市
	四條畷市
	交野市
	大阪狭山市
	阪南市
兵庫県	(芦屋市)
奈良県	大和高田市
	香芝市
福岡県	直方市
	田川市
	筑紫野市
	大野城市
	太宰府市
	古賀市
佐賀県	鳥栖市
沖縄県	宜野湾市

平成20年度

あきる野市の財政
(財政白書)

平成22年1月

あきる野市企画政策部財政課